

令和7年度 第5回定例庁議 次第

日時：令和7年8月7日（木）午前10時30分～
場所：本館3階302会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 協議・報告事項

- (1) 笛吹市の文化施設の在り方に関する検討委員会報告書を踏まえた今後の施設整備の方向性について（総合政策部）
- (2) 山廬施設（土地及び建物）の寄附による受け入れについて（総合政策部）
- (3) 令和6年度一般会計決算概要について（総合政策部）
- (4) 第5次笛吹市男女共同参画プランの策定について（市民生活部）
- (5) 時間外勤務命令の運用の徹底について（総務部）
- (6) 災救マップの導入について（総務部）

4 その他

- (1) 定例庁議予定日 9月8日（月） 午後1時15分～ 本館3階302会議室
- (2) 令和7年笛吹市議会第3回定例会 代表質問、一般質問答弁検討日程
9月1日（月）終日、9月2日（火）午前、9月3日（水）～5日（金）終日、
9月8日（月）午前

5 閉会

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 7 年 8 月 7 日提出	
件 名	笛吹市の文化施設の在り方に関する 検討委員会報告書を踏まえた今後の 施設整備の方向性について	部局名	総合政策部
概要	笛吹市の文化施設の在り方については、政策課において、笛吹市文化施設の在り方に関する検討委員会を、昨年 8 月に立ち上げ、7 回にわたり検討委員会を開催した。その結果、3 月 26 日に検討委員会から市に対し報告書が提出された。 令和 7 年 6 月 26 日には、笛吹市議会第 2 回定例会の閉会挨拶において、市長が、市の方針・方向性を令和 7 年 9 月に示すことを表明した。 提出された報告書を踏まえ、各施設における今後の整備の方向性について、別紙【資料 1】のとおりまとめたので、報告する。		
経過	令和 7 年 3 月 26 日 検討委員会から市に対し、笛吹市文化施設の在り方に関する検討委員会報告書の提出あり		
問題・課題	各施設における今後の整備の方向性を踏まえ、優先順位をつけながら、取組を進めていく必要がある。		
対応策	令和 7 年 9 月議会において、文化施設整備の方向性を明らかにした後、まずは青楓美術館を市立美術館として整備することについて、優先して取り組むこととする。 他の 3 施設については、青楓美術館の具体的な整備計画が整ったところで、具体的な整備の計画を検討していくこととする。		
協議結果			

笛吹市文化施設の在り方に関する
検討委員会報告書を踏まえた
今後の施設整備の方向性

令和 7 年 8 月

笛 吹 市

第1章 はじめに

Ⅰ 経緯

本市の有する文化施設は5施設あり、それぞれ市の教育や文化振興に寄与しています。しかし、それらのうち、笛吹市青楓美術館、笛吹市八代郷土館、笛吹市春日居郷土館・小川正子記念館、旧小林家土蔵の4施設については、それぞれ課題を抱えています。

市では、令和3年3月に個別施設計画を策定し、施設の複合化や集約化、転用や廃止などの方向性を位置付けています。

個別施設計画(文化施設編)では、文化施設の展示について、各施設に特色を持たせ差別化を図ることを基本方針としており、また、青楓美術館については、春日居郷土館へ機能を集約し、建物を除却するとしています。

市ではこうした個別施設計画(文化施設編)における方針を基に検討を進めてきましたが、青楓美術館を春日居郷土館に集約化することに関し、様々な意見が寄せられる中で、特定の施設に係る議論に焦点が当てられてしまう現状となっていました。

こうした状況を踏まえ、市では、それぞれの施設の役割を明確にした上で、施設のみならず、所有する出土遺物、民具、書籍、美術品等の維持管理が行えるよう、令和6年度、「笛吹市の文化施設の在り方に関する検討委員会」を立ち上げ、検討を進めることとしました。

検討に当たっては、政策的な見地を含め、将来を見据えた望ましい文化施設の在り方を検討するため、文化施設の在り方に関する検討に係る事務を笛吹市教育委員会から総合政策部長に委任した上で、令和6年8月28日から令和7年3月13日まで計7回の検討委員会を開催しました。委員の皆様から忌憚ない意見をいただく中で、検討が進められた結果、令和7年3月26日、文化施設における市の方向性の決定の参考とするための報告書が取りまとめられ、市長に提出されました。

この文書は、検討委員会から提出された報告書の内容を参考に、本市としての文化施設の整備の方向性について、その考え方を示すものです。

2 施設の概要

今般の笛吹市文化施設の在り方に関する検討委員会報告書において、検討の対象としている4施設の概要は次のとおりです。

【施設の概要】

名称	所在地	開設年月	建物構造	敷地面積	延床面積	補足
青楓美術館	一宮町北野呂 3-3	昭和49年10月	鉄筋コンクリート造 2階建て	206 m ²	160 m ²	京都府出身の画家津田青楓と親交のあった小池唯則氏が、昭和49年に設立した美術館。昭和59年9月、旧一宮町に寄贈を受ける。
八代郷土館	八代町南 796	昭和52年4月	※ 補足に記載	2,412 m ²	※ 補足に記載	<建物内訳> ・本館（旧大森銀行八代支店） 建物構造:木造、延床面積：522 m² ・旧石原家住宅 建物構造：木造、延床面積：102 m² ・土蔵 建物構造：土蔵造、延床面積：130 m² ・収蔵庫（プレハブ） 建物構造：軽量鉄骨造、延床面積：158 m² 本館は、明治18年築。昭和48年に大森節夫氏から土地建物の寄贈を受け、旧八代町で改修後、郷土資料館として開館。旧石原家住宅は、18世紀江戸時代中期の農家住宅。昭和61年に、旧八代町南地内から移築復元。
春日居郷土館・小川正子記念館	春日居町寺本 170-1	平成3年11月	鉄筋コンクリート造	2,005 m ²	1,095.45 m ²	<付属施設> ・養鯉池 面積：76.48 m²、深さ：1.5m
旧小林家土蔵	石和町市部 1080	※補足に記載	木造 2階建	公園敷地の一部	175 m ²	昭和31年、石和町出身の実業家小林中氏から寄贈。

第2章 課題の整理

1 各施設の現状と課題

本市の文化施設は、老朽化、機能不足、運営上の課題など、様々な問題を抱えています。各施設における現状は次のとおりです。

(1) 青楓美術館

青楓美術館は、昭和49年10月に開館した、津田青楓の作品を展示する美術館です。青楓本人とも親交のあった、設立者である故小池唯則氏の「美術館がなかった山梨県の人々に本物の美術品を見てもらいたい」という強い思いが込められた施設です。

青楓作品を核にした中で、限られたスペースを活用し、展示室だけでなく、ホールや階段を活用した展示を行っています。地域住民に愛され、親しまれている美術館です。しかし、老朽化や施設の機能不足、運営上の課題など、多くの問題を抱えており、抜本的な改善策を検討していく必要があります。青楓美術館の整備においては、地域に根差した文化芸術に対する理解や思い、地域の力を活かしながら、より多くの人々が美術に触れ、親しめる環境を整備していくことが重要です。

ア 主な課題

分 類	内 容
建 物	(ア) 建物の老朽化 ・ 壁面に亀裂やひび割れが生じ、雨水が侵入する箇所が見られるなど、施設の老朽化が顕著である。 ・ 昭和56年5月以前の旧耐震基準により建築された建物であり、大規模地震発生時の安全性に懸念がある。 ・ 耐震化に伴う改修を行う場合、施設内部のスペースを確保することが困難。屋外に鉄骨等による耐震補強を施工する必要がある、施設の外観に影響を及ぼす可能性がある。 ・ 将来的に増改築や大規模な修繕を行う場合は、新耐震基準への適合が求められ、改修・修繕箇所以上に、多額の費用が発生する可能性がある。
	(イ) 消防法既存不適格 ・ 収蔵作品の保護のため、展示室や収蔵庫の窓を塞ぎ、鉄格子を付けていることにより、避難経路が確保されていないことから、消防法の既存不適格建物との指摘を受けている。
展 示 ・ 設 備	(ウ) 展示スペースの不足 ・ 展示スペースが狭隘であり、一度に展示可能な作品数が限られ、企画展やイベント開催の機会が限定される。 ・ 津田青楓に加えて、本市ゆかりの芸術作品を展示するスペースを確保することが難しい。
	(エ) 収蔵スペースの限界 ・ 収蔵スペースの容量が小さく、限界に近いことから、新たな作品を収蔵することが困難になっている。市が保有する青楓作品は小品を含め1,000点を超えており、今後の作品収集や寄贈などを考慮すると、十分な保管環境が確保できない可能性がある。
	(オ) 温湿度の管理不十分

	・ 冬季には収蔵庫の窓際に結露が発生するなど、温度や湿度の管理に支障が生じている。 ・ 美術品は、温度や湿度の変化に敏感であるとされ、安定した適切な環境下で保管する必要がある、適切な温湿度管理が十分に実現できない現状は、作品の劣化や破損など、保存状態への影響が懸念される。
	(カ) 照明 ・ 照明機器の LED 化を行っていない。
	(キ) バリアフリー非対応 ・ エレベーターが設置されておらず、2 階の展示スペースへの経路は必ず階段を使用する必要がある。 ・ トイレや階段など、バリアフリー化が進んでいないため、車椅子利用者や高齢者の快適な利用環境が十分に整えられていない。
	(ク) イベント開催スペースの不足 ・ 多目的に利用できるスペースがないため、体験教室や講演会、コンサートといった地域や来館者との交流イベント開催時には、展示室を使用する必要があるが、参加できる人数が 10 人程度に限られる。また、作品と参加者の距離を確保することが難しく、展示作品への接触等が懸念される。
アクセス	(ケ) アクセス性の不足（駐車場、道路幅員） ・ 施設の前面道路の幅員が狭く、大型車の進入が難しい。 ・ 施設の敷地内に駐車スペースがなく、隣接地を借り上げて使用している。 ・ 来館者の利便性を向上するためには、アクセス道路の拡幅や駐車場の整備が必要となる。
運 営	(コ) 学芸員の不足 ・ 美術品に精通した専門的な学芸員が不足しており、収蔵品の調査研究や展示企画などが十分に行われていない。 ・ 展示の更なる充実や、より質の高い企画展実施には、専門性の高い学芸員の確保が必要。

(2) 八代郷土館

八代郷土館は、明治 18 年に建てられた旧大森銀行の屋敷を活用した施設であり、歴史的にも価値がある建造物です。敷地内には江戸中期の農家住宅である旧石原家住宅も移築されており、当時の地域の一般的な生活様式を再現しています。本館（旧大森銀行）の 1 階には大森銀行の資料、2 階には養蚕用具、農工具、遊び道具など、2,000 点を超える民俗資料を展示・収蔵しており、地域の人々の昔からの生活や文化を伝える役割を担っています。

貴重な歴史的建造物と民俗資料を有する施設ですが、本館だけでなく、附属する施設も老朽化が進んでいるほか、バリアフリー化の遅れ、アクセス道路の狭さなど、ハード面で多くの課題を抱えています。また、ソフト面においても、学校など団体での事前予約が利用の多くを占め、個人利用は少ない状況です。非常に多くの民俗資料を保管していますが、地域の人々の生活を支えた道具や技術、風習などを伝える資料を幅広く収集・展示しており、資料の年代や分野の幅が広いことから、分類が十分に行

えていません。こうしたことから、ハード、ソフト両面から施設を利用しづらい状況となっており、地域住民や観光客の来館を阻害する要因となっています。

ア 主な課題

分 類	内 容
建 物	(ア) 建物の老朽化 ・ 本館は、漆喰壁が劣化し、土蔵も壁面にひび割れがみられるなど、老朽化が進んでいる。 ・ 本館、旧石原家住宅、土蔵はいずれも明治時代以前の建築物で、耐震性に懸念がある。
	(イ) バリアフリー非対応 ・ 各施設の出入口に段差があり、スロープ設置等バリアフリー化していない。 ・ 本館 1 階の展示スペースに上がる際に大きな段差があるが、手すりやスロープの設置がなく、転落防止の措置も不十分。 ・ 本館 2 階の展示室への経路は必ず階段を使用する必要がある。また、角度も急勾配で、車椅子はもちろん、足の悪い方が利用するのが困難である。 ・ トイレや階段など、バリアフリー化が進んでいないため、車椅子利用者や高齢者など、全ての人が快適に利用できる環境が整えられていない。
展 示 ・ 設 備	(ウ) 床の劣化 ・ 畳が沈む箇所が多くみられ、畳自体や畳床、床下の劣化が懸念される。
	(エ) 気密性の低さ ・ 構造上、建物の気密性が低く、夏は暑く冬は寒いなど、観覧において快適な環境が確保されていない。また、適切な温度管理ができないため、収蔵品の劣化も懸念される。
	(オ) トイレの不便さ ・ 本館内にトイレが設置されていない。また、屋外トイレは老朽化しており、旧式で利便性が低い。
	(カ) 照明 ・ 照明機器の LED 化を行っていない。 (キ) 展示の整理 ・ 郷土資料館としての性質から、収蔵品の年代や種類の幅が広く、分類ごとの整理が不十分で、分かりづらい。
運 営	(ク) 学芸員の不足 ・ 民具や民俗に精通した専門的な知識を持つ学芸員が不足しており、収蔵品の調査研究や展示企画などが行われていない。 ・ 民具の使い方を知る方が高齢となり、使用方法や背景など詳細が確認できていない資料がある。 (ケ) 運営 ・ 学芸員が常駐していないため、観覧は予約制で、急な来館には対応できない。 ・ 運営面においては、令和 4 年度までボランティアガイドを活用していたが、現在は利用予約があった場合のみ、市の担当課で対応している。 (コ) 敷地管理

	・ 中庭に 10 メートル以上の樹木が複数あり、管理にコストがかかる。
アクセス	(サ) アクセス性の不足（駐車場、道路幅員） ・ 施設へのアクセス道路及び駐車場ともに狭いため、マイクロバスの乗り入れができない。（児童は、八代支所でバスを降り、徒歩で来館している。）

(3) 春日居郷土館・小川正子記念館

春日居郷土館・小川正子記念館は、甲斐国千年の都、笛吹市の歴史と文化を伝える施設です。白鳳時代※の出土品や遺構群の紹介、また、ハンセン病患者の治療に尽力した医師・小川正子の生涯を紹介しており、地域の重要な歴史と文化、偉人の功績を伝える役割を担っています。

笛吹市の歴史と文化を伝える重要な施設ですが、展示スペースの不足や、自由度の低い展示台、展示情報の陳腐化など、施設の機能面において課題を抱えています。また、「わが町の八月十五日展」など県内でも認知された特別展示が行われている一方、学芸員の不足により、収蔵品の調査研究や新しい展示企画などが十分に行われていない状況です。

ア 主な課題

分 類	内 容
建 物	(ア) 展示スペースの規模 ・ 小川正子に係る展示は、郷土館内の一室を利用しており、郷土館としての展示スペースが狭く、常設展と企画展を並行して開催することが難しいなど、十分な展示ができない。 ・ 常設展示以外の展示スペースも小さいため、大規模な企画展示を行う際には、常設展示を移動し、かつ縮小して開催する必要があるため、展示内容の充実を図ることが難しい状況にある。
展 示 ・ 設 備	(イ) 展示ケースの不足 ・ 展示用のケースが少なく、収蔵品の多くが露出展示されているため、劣化や盗難などのリスクがある。
	(ウ) 展示台の制約 ・ 展示台が壁面に設置されており、展示の自由度が低く、壁面の展示を見づらいとの意見がある。
	(エ) 湿度管理 ・ 展示室や収蔵庫は空調機を設置して温度調整と除湿をしているが、加湿機能がないため、冬季は適切な湿度が保てない状況にある。収蔵品の劣化を防ぐため、適切な湿度管理が必要。
	(オ) 展示情報の陳腐化 ・ 展示パネルや模型などが更新されておらず、情報や展示手法が古くなっているため、来館者にとって魅力的な展示とは言えない。
運 営	(カ) 学芸員不足 ・ 専門的な知識を持つ学芸員が不足しており、収蔵品の調査研究や展示企画などが十分に行われていない。

※ 美術史、文化史上の時代区分。7 世紀後半から 8 世紀初頭。

(4) 旧小林家土蔵

旧小林家土蔵は、石和町市部にある、明治中期に建てられた土蔵です。かつては、石和町出身の実業家小林中氏の旧邸宅の一部として使用されていました。昭和31年、旧邸宅とともに当時の石和町に寄贈されましたが、中央公民館や文化学園として活用されていた旧邸宅が役割を終えたことから、昭和47年には旧土蔵だけが残りました。その後、石和町民俗文化財展示館として民具を収蔵していましたが、昭和62年、石和町立図書館に歴史民俗資料展示室が設けられたことから閉館し、現在は倉庫として利用されています。

歴史を感じさせる趣のある建造物であり、市街地の中心部に位置していることから、観光資源としても活用できる可能性を秘めています。しかし、老朽化が進んでいることや、耐震性が不明であることなど、多くの課題を抱えています。現在は倉庫として利用されていることから、最低限度の保全管理は行われているものの、積極的な活用が図られているわけではありません。

ア 主な課題

分 類	内 容
建 物	(ア)老朽化と維持管理 ・ 建物の老朽化が進んでおり、土蔵であることから、外壁の管理や瓦の修繕に専門的な技術が必要で、費用を要する。 ・ 雨漏りなどの被害が発生しており、建物の劣化が進んでいる。 (イ)耐震性 ・ 明治時代中期の建物であり、大規模地震発生時の安全性に懸念がある。 (ウ)活用方法 ・ 現在は倉庫として利用されているが、倉庫以外での活用を図る場合、収蔵物品の移転場所や有効活用方法等を検討する必要がある。

第3章 文化施設の整備に関する方向性

Ⅰ 文化施設の整備に係る基本的な考え方

令和6年度に開催された「笛吹市の文化施設の在り方に関する検討委員会」では、各施設の現状や課題について議論が行われ、様々な意見を踏まえ、検討委員会報告書がまとめられました。

報告書に挙げられた課題や委員の意見、そして「各計画を踏まえた文化施設全体の在り方」や「望ましい文化施設の在り方」を参考に、本市の文化施設の整備に係る基本的な考え方を示します。

(1) 笛吹市の文化施設全体に係る基本的な考え方

ア 検討委員会報告書における文化施設全体の在り方

検討委員会報告書では、「各計画を踏まえた文化施設全体の在り方」として、次のようにまとめられています。

文化施設は、市の貴重な財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的に公開・活用することで、広く市民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるためにある。同時に、大切な観光資源でもあり、観光振興や地域振興などにも寄与する。

学校教育においても、優れた文化・芸術に触れることで、児童生徒の豊かな心と郷土愛を育むことに寄与する。

各文化施設の展示については、各施設に特色を持たせ、差別化を図る。

イ 本市の文化施設全体の在り方に係る基本的な考え方

第二次笛吹市総合計画では、市の将来像「ハートフルタウン笛吹 ～優しさあふれるまち～」の実現に向けて、様々な取組を展開しています。基本目標「幸せ実感 ところ豊かに暮らせるまち」においては、施策のひとつに「人と文化を育むまちづくり」を掲げ、地域文化の普及と活用への取組を推進することとしています。

文化施設は、文化芸術の振興や普及、教育や学習の機会提供といった面だけでなく、地域コミュニティの活性化や観光を通じた地域経済の振興、さらには文化芸術に触れることで、人々の心の豊かさを育むといった役割が期待されます。

検討委員会報告書の「各計画を踏まえた本市の文化施設全体の在り方」においては、文化施設が単なる建物・構造物ではなく、市民の文化的な生活や地域の活性化、そして次世代への継承という重要な役割を担うことが求められており、本市の文化施設の将来像として、それぞれの特色や専門性を高め、積極的な活用を行うことで、市民にとって身近で、観光誘客や地域振興にも資する魅力的な文化拠点となるよう提言されています。

こうしたことから、本市の文化施設は、文化財を適切に守るとともに、市民が気軽に訪れ、歴史、文化、芸術に触れ、生涯にわたって学び、創造性を育むことができる、市民に開かれた場として、また、地域文化の継承と発展に貢献する拠点として、そし

て笛吹市の魅力を発信する観光資源として、積極的に活用していく必要があると考えます。

一方で、市の財政状況などを考慮し、各施設を長期的に運営できる持続可能な体制を構築していくことも重要です。

それぞれの施設が持つ個性と魅力を最大限に活かし、市民が文化に触れ、学び、創造性を育むことができる場として発展させ、地域全体の活性化に貢献していくため、本市の文化施設全体に係る基本的な考え方を以下のとおり掲げます。

(ア)魅力的で訪れやすい、特色ある文化交流の拠点

市民が気軽に訪れ、本市の歴史、文化、ゆかりのある芸術に触れ、学び、参加し、創造性を育むことができる、魅力に溢れ、使いやすい文化交流の拠点を目指します。

- ・ 気軽にアクセスできる、魅力的で使いやすい文化拠点を目指します。
- ・ 各施設が専門性を高め、特色を生かして差別化を図ることで、本市の歴史、文化、芸術を多角的に楽しむことができる環境を提供します。
- ・ 小中学校の総合学習や社会科見学など学校教育にも活用しやすく、児童生徒の豊かな心と郷土愛を育むことができる施設を目指します。

(イ)地域文化の継承と活性化

地域に根差した文化芸術やそれを支えてきた地域の想いを継承し、地域文化の発展に貢献する拠点とし、また、地域に開かれ、生涯にわたって地域住民が主体的に文化活動に参加できる場とします。

- ・ 地域の歴史や、地域に育まれてきた文化、芸術を積極的に展示・活用することで、地域の文化や歴史に対する市民の理解を深め、本市の文化芸術の魅力を継承する新たな担い手を育みます。
- ・ 各施設が地域文化の発展に貢献する拠点となるよう、地域住民との連携を強化します。
- ・ 市民が主体的に文化活動に参加できる機会を創出し、地域文化の創造性を育みます。
- ・ 伝統文化や芸能の継承と発展を支援し、地域文化の活性化を図ります。
- ・ ワークショップや市民講座等、市民が生涯にわたって地域の文化芸術に親しみ、触れ、学ぶことができる機会を構築します。
- ・ ボランティアガイドや自主講座など、市民が主体となって文化芸術活動に参画し、学びを通じて得た知識やスキルを活かし、地域の想いや熱意を継承できる機会を創出します。

(ウ)笛吹市の魅力を発信する観光資源としての活用

笛吹市の魅力を発信する観光資源のひとつとして積極的に活用し、観光客誘致につなげます。

- ・ 笛吹市の歴史と文化の魅力を発信する場として、文化施設を積極的に活用します。
- ・ 市内の観光資源と文化施設とが連携し、周遊コースを形成することで、観光客誘致を促進します。
- ・ 各施設の魅力を効果的に発信することで、笛吹市への観光客の増加に貢献します。

(エ)多様性への配慮

老若男女を問わず、様々な背景を持つ人々が安心して訪れ、文化芸術に触れ、交流できる場とします。

- ・ 子供から高齢者まで世代を超えて、誰もが共に文化に触れ、学び、参加し、創造性を育むことができる場となるよう、多種多様な企画を展開します。
- ・ 障がいのある人や、言語・文化が異なる人など、多様な背景をもつ人々ができる限り安心して利用できるよう、バリアフリー化や多言語対応、情報提供の工夫など、アクセシビリティの確保を図ります。

(オ)持続可能な運営

各施設の専門性を高めながら、長期的に運営できる持続可能な体制を構築します。

- ・ 民間企業との連携や、ボランティアの活用を強化します。
- ・ 施設運営の効率化を図り、限られた資源を有効活用します。
- ・ 人材育成を行い、専門性の高い人材を確保することで、安定した運営体制を構築します。

(カ)将来への展望

社会状況や時代の求めに柔軟に対応し、進化し続けることができる施設とします。

- ・ 常に変化する社会状況やニーズに対応し、各施設の機能や役割を見直し、進化させていきます。
- ・ デジタルなど最新技術を活用し、魅力的で革新的な文化体験を提供していきます。

(2) 笛吹市の各文化施設の整備に係る方向性

ア 青楓美術館

(ア)検討委員会報告書における望ましい文化施設の在り方

検討委員会報告書では、青楓美術館の「望ましい文化施設の在り方」について、次のとおり提示されています。

青楓美術館は、

よりよい環境で市民や観光客、小中学生など、多くの方に美術品に触れ、親んでもらえる市立美術館を目指し、津田青楓の作品を核とした展示を行い、松と富士山の絵で知られる日本画家穴山勝堂など、本市の偉人やゆかりのある作家の芸術作品も展示・紹介し、その成果を市民や観光客等と共有できる施設を整備することが望ましい。

(イ)整備の方向性

青楓美術館は、長年、地域住民に愛され、その熱意と努力によって維持され、積極的に活用されてきました。令和元年度は 1,079 人であった入館者も、令和 5 年度が 2,011 人、令和 6 年度が 1,893 人と、コロナ禍以前より増加しています。これは、単に新型コロナウィルス感染症の収束に伴う人流の回復だけでなく、美術館を支える地域の皆様の協力により、規模の大小や有名・無名に関わらず、地域に開かれた展示や企画に取り組んできた成果によるもので、設立者である故小池唯則氏が「本物の美術品を見てもらいたい」とした理念が、一宮町の地域の皆様の間にしっかりと受け継がれていることの証とも言えます。

一方で、昭和 49 年の設立から 50 年を経過し、施設の老朽化が進んでいます。また、バリアフリー化が進んでいないことや、規模が小さく、作品を十分に展示しきれないこと、アクセス道路や駐車場が不十分であることなど、多くの課題を抱えています。

さらに、市全体で見ると、市は、津田青楓作品以外にも、「穴山勝堂」「桑原福保」といった本市出身の作家や、ゆかりのある作家の絵画等美術作品を所蔵していますが、それらを適切に展示できる環境が確保されておらず、市民や観光客の鑑賞機会は限られています。地域に誇るべき作家や芸術家の作品を十分活用できていない現状は、市の文化芸術への取組において大きな課題となっています。

このように、青楓美術館は、地域住民の熱意と努力によって支えられ、多くの人に愛されてきた美術館です。しかし、老朽化や規模の小ささ、展示スペースの不足など、多くの課題を抱えています。また、市全体として、貴重な美術作品を適切に展示し、市民に公開する機会を増やす必要性も高まっています。

こうした現状を踏まえ、青楓美術館に係る整備の方向性を次のとおりとします。

青楓美術館は、一宮町地内に「笛吹市立美術館」として整備し、青楓作品を核に、市にゆかりの芸術作品と一体で展示を行う施設を目指す。

a 取組の方向性

青楓美術館は、地域住民の文化芸術に対する熱い想いを継承し、より多くの人が美術作品に触れ、親しめるよう、「笛吹市立美術館（仮称）」として新たに整備します。市立美術館では、津田青楓の作品を基軸としたコレクションに加え、市ゆかりの芸術作品を一体で展示することで、市民や観光客がこれまで以上に幅広い作品を鑑賞できる機会を提供し、地域住民の文化芸術に対する理解を深め、新たな文化創造の拠点として発展させていきたいと考えています。

b 立地について

現在の青楓美術館の立地は、ブドウ畑に囲まれた環境がその魅力を高める要素の一因を担っています。この魅力的な地域の風景を生かしながら、既存建物の老朽化や駐車場、前面道路の課題を克服し、検討委員会において提示された「市立美術館」としての役割を求めていくためには、規模の拡張を含め、さまざまな課題を解決していく必要があります。こうしたことを踏まえ、市立美術館の立地は、青楓美術館と同じく一宮町地内に設置することを目指し、既存の施設の活用を含め検討します。また、候補地選定にあたっては、以下を重視します。

- ① 利用者の安全性を確保できること（耐震、防火など）
- ② 駐車場が確保され、アクセスしやすい立地であること
- ③ 周辺の公共施設等と連携し、相乗効果が期待できること

イ 八代郷土館

(ア)検討委員会報告書における望ましい文化施設の在り方

検討委員会報告書では、八代郷土館の「望ましい文化施設の在り方」について、次のとおり提示されています。

八代郷土館は、

笛吹市で営まれてきた生活や生業に関する用具類、いわゆる民具・民俗に特化した施設とし、民具から昔の人々の暮らし、生活の知恵や工夫などを学ぶとともに、地域特性や地域の生活の変遷を知ることができる施設とすることが望ましい。

(イ)整備の方向性

八代郷土館には、明治時代の貴重な建物を利用しているだけでなく、地元住民から寄贈された民具や生活用具など、数多くの貴重な資料を収蔵しており、昔の暮らしや伝統文化を学ぶことができる貴重な施設です。しかし、建物の老朽化や耐震性、バリアフリー化の遅れ、アクセスや駐車場など、多くの課題を抱えています。また、展示スペースはあるものの、畳や床材の修繕が必要と見込まれるとともに、収蔵している資料に年代や分野等が多岐にわたることなどから、資料の整理が十分に行き届いていないため、資料の価値を十分に伝えきれていないのが現状です。

こうした状況を踏まえ、八代郷土館に係る整備の方向性を次のとおりとします。

八代郷土館は、現在の場所で民具・民俗に特化した「笛吹市立民俗資料館」として、展示品の見学や、当時の生活の体験、民話や民謡、風習、伝承といった地域に根差した土着の文化に触れ、学び、郷土愛を育むことができる施設を目指す。

α 取組の方向性

八代郷土館は、地域住民の協力によって、明治時代に建てられた旧大森銀行を活用し、貴重な歴史資料や民具を展示する施設として生まれました。

これまでの八代郷土館は、地域全体の歴史や文化を包括的に紹介してきましたが、今後は、この地域に根付く人々の暮らし、風習、信仰、生業、行事、伝統芸能といった「民俗」に焦点を当て、「笛吹市立民俗資料館（仮称）」として、より専門性を高めることで、昔の暮らしを五感で体感できる、地域文化を深く学ぶことができる施設としての整備を目指します。

β 収蔵資料の展示について

収蔵資料をより効果的に展示することで、来館者に昔の暮らしや伝統文化をより深く理解してもらえるようにします。例えば、昔の農具を使った体験コーナーを設けたり、伝統的な民具を実際に触れることができるコーナーを設けたりといった、双方向性が高い、体験型の展示を取り入れることで、来館者が五感で昔の暮らしを感じることができる空間を創出します。

また、ボランティアガイドを育成し、分かりやすく解説することで、展示内容の理解を深めます。

収蔵品の分類や整理を進めるとともに、他の文化施設等に収蔵している民具・民俗に係る資料の集約を検討することで、より充実した展示内容を実現し、子どもたちが地域の歴史や文化に触れ、学ぶとともに、地域住民が昔の生活に想いを馳せ、懐かしむ、郷土愛を育む場として、魅力的な施設を目指します。

ウ 春日居郷土館・小川正子記念館

(ア)検討委員会報告書における望ましい文化施設の在り方

検討委員会報告書では、春日居郷土館・小川正子記念館の「望ましい文化施設の在り方」について、次のとおり提示されています。

春日居郷土館・小川正子記念館は、

甲斐国千年の都、笛吹市の通史と文化を展示、紹介する市立博物館を目指し、民具・民俗を除く市域全体の通史、成り立ち、歩み、文化をわかりやすく展示等で伝えることで、地域への関心や愛着を持ち、本市の通史や文化を知る、学ぶことができる施設とすることが望ましい。

小川正子記念館内の展示物は、療養の家での展示を検討する必要がある。

(イ)整備の方向性

春日居郷土館は白鳳時代を中心とした出土品や遺構群、また、同館内の一角に併設される小川正子記念館は、春日居町出身でハンセン病の治療に貢献した小川正子の生涯や社会背景など、数多くの貴重な資料を展示・収蔵しており、笛吹市の歴史と文化、そして地域に生まれた偉人小川正子の功績を学ぶことができる貴重な施設です。しかし、施設全体として展示スペースは狭く、資料の価値を十分に伝えきれていないのが現状です。

こうした状況を踏まえ、春日居郷土館・小川正子記念館に係る整備の方向性を次のとおりとします。

春日居郷土館は、甲斐国千年の都、笛吹市の通史と文化を展示、紹介する「笛吹市立博物館」としての整備を目指す。
また、小川正子ゆかりの展示物は、療養の家に集約した展示を検討する。

α 取組の方向性

春日居郷土館は、古代甲斐国の歴史と文化を伝える重要な拠点として、地域を始め多くの皆様に愛されてきました。甲斐国千年の都、笛吹市の歴史と文化を未来へ繋ぐために、春日居郷土館を、市の歴史と文化を総合的に学べる、市民と観光客双方にとって魅力的な「笛吹市立博物館（仮称）」として整備していくことを目指します。

笛吹市の歴史と文化をより深く理解してもらえよう、展示スペースの拡張を検討し、より多くの資料を展示します。市内の貴重な出土品や遺構群など、様々な資料を整理して分かりやすく展示することで、笛吹市の歴史と文化を体感できる、魅力的な空間を創出します。

また、デジタルコンテンツなどを活用することで、より興味深く、理解しやすい展示を目指します。例えば、QRコードなどを使用して、スマートフォン端末などで歴史資料を閲覧したり、映像や音声で当時の様子を再現したりすることで、来館者が楽しみながら歴史と文化を学べる環境を提供します。

小川正子ゆかりの展示物は、小川正子が結核療養のため過ごした実家の一室を移築した「療養の家」に集約し、ハンセン病患者への貢献という小川正子の功績をより深く理解できる展示を検討します。小川正子の生涯を通して、当時の社会問題や人権問題について学び、現代社会における人権の大切さについて考えるきっかけとなる展示を目指します。

エ 旧小林家土蔵

(ア)検討委員会報告書における望ましい文化施設の在り方

検討委員会報告書では、旧小林家土蔵の「望ましい文化施設の在り方」について、次のとおり提示されています。

旧小林家土蔵は、

立地を活かし、カフェ、土産物等の店舗や本市の偉人を紹介する施設としての活用が望ましい。

(イ)整備の方向性

明治時代に建てられた歴史を感じさせる旧小林家土蔵は、石和町の中心市街地に立地することから、市の歴史や文化を紹介し、発信する拠点となる役割が期待されています。

こうした状況を踏まえ、旧小林家土蔵に係る整備の方向性を次のとおりとします。

旧小林家土蔵は、市の偉人や文化・芸術を紹介し、発信する拠点として、観光客や地域住民が気軽に立ち寄り、くつろげる休憩スペースや情報発信拠点としての機能を持った施設としての利用を目指す。

α 取組の方向性

旧小林家土蔵の建物を活かし、観光客や地域住民が気軽に立ち寄り、くつろげるスペースとしての利用を検討します。あわせて、笛吹市の特産品や文化・芸術関連をはじめ、地域の魅力を発信する拠点としての可能性も検討していきます。

笛吹市の歴史と文化を伝える場として、市ゆかりの偉人を紹介する展示コーナーを設けたり、周辺の飲食店や観光スポットとの連携を図り、周遊コースを形成したりと、市を紹介する情報発信拠点のひとつとして、地域全体の活性化を目指します。

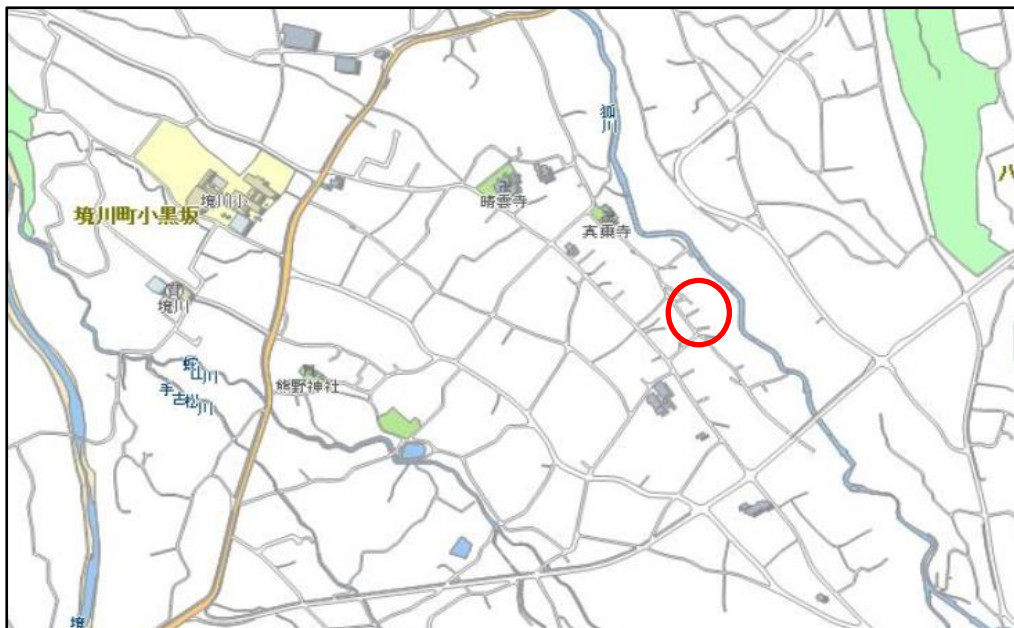
例えば、小林中氏の功績を紹介するコーナーや、笛吹市出身の著名人を紹介するブースを設け、地元産の食材を使ったカフェや、市の農産物、土産品、工芸品を販売するコーナーなどを設置することで、観光客や地域住民に魅力的な空間を提供します。

庁議付議事項概要書

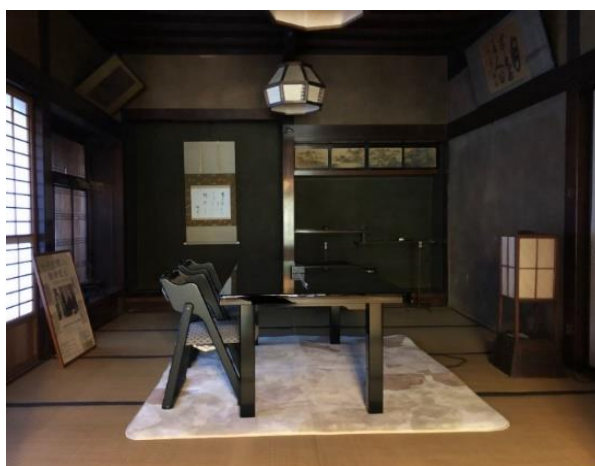
協議事項 ・ 報告事項		令和 7 年 8 月 7 日提出	
件 名	山廬施設（土地及び建物）の寄附による受け入れについて	部局名	総合政策部
概要	山廬は、日本を代表する俳人「飯田蛇笏」と現代俳句の第一人者として活躍した「飯田龍太」の生家であり、生涯を過ごしながら、数々の名句が生み出された文化的価値の高い場所である。 飯田龍太の長男である飯田秀實氏が代表理事となり、山廬等を拠点として俳句文学の普及活動を行い、活力ある文化活動に寄与することを目的に設立した(一般社団法人)山廬文化振興会が、主に山廬及び俳諧堂等の管理運営を行っているが、その費用を山廬文化振興会の収益だけで賄うことはできず、飯田氏が私財を投じて補っている状況にある。 令和 5 年度に飯田氏から市に対し、山廬の施設等を後世に引き継ぐために買い取ってほしいとの申し出があったことを踏まえ、市で山廬及び一般社団法人山廬文化振興会が所有する俳諧堂を買い取ることを前提に、必要な調査費を計上する中で、検討を進めてきた。 令和 7 年 6 月 2 日に、飯田氏から市長に、議会をはじめ、市民の皆さんの理解を得る中で、市で「山廬」を適正に管理しながら後世に残してもらうため、市に寄附することとしたいとの意向が示された。		
経過	令和 7 年 4 月 1 日 飯田氏に、令和 6 年度に行った不動産鑑定評価業務の結果を報告		
問題・課題	令和 7 年 6 月議会の閉会あいさつで、市長が「飯田氏から寄附の意向が示されたことを踏まえ、寄附を前提として山廬施設の取得について検討し、令和 7 年 9 月に、今後の方向性をお示しできるよう取組を進める」との考えを示したことを踏まえ、取組を進める必要がある。		
対応策	令和 7 年 9 月議会で、市が山廬施設の寄附を受けることとし、令和 7 年度中の受け入れを目指すことについて表明し、今後の取組を進める。		
協議結果			

山廬の施設について

1 山廬の場所及び外観



山廬(境川町小黑坂270)



俳諧堂 (境川町小黒坂268-1)

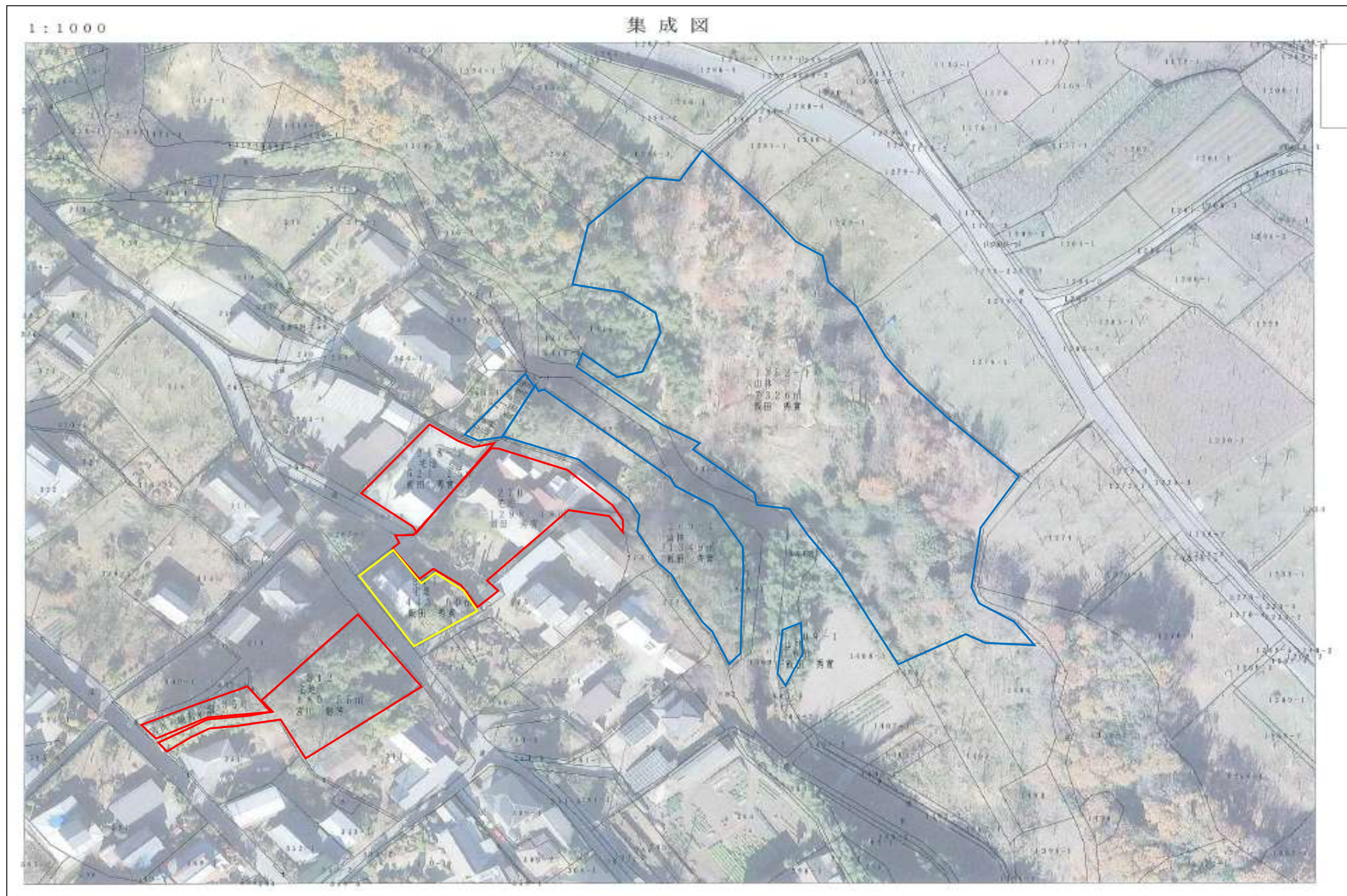


山廬周辺航空写真(該当土地の区画線入り)

赤枠：買上げ対象土地

黄桦：飯田氏の自宅

青杵：後山及び竹林



庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 7 年 8 月 7 日提出	
件 名	令和 6 年度一般会計決算概要について	部局名	総合政策部
概要	令和 6 年度の一般会計について、決算を取りまとめ、概要書を作成したので報告する。 歳入については、市税が定額減税の実施に伴い減少したものの、定額減税による減収を補填するための特例交付金が交付され、市税と合算すると昨年度より増加した。歳入総額は 468 億 8,222 万 7 千円となり、前年度比で 10.7%増加した。 歳出については、人事院勧告等に伴い人件費が増加し、定額減税補足給付金給付事業の実施などにより扶助費が増加した。歳出総額は 440 億 7,603 万 9 千円となり、前年度比で 9.6%増加した。 形式収支は、歳入総額から歳出総額を差し引いた 28 億 618 万 8 千円、実質収支は、形式収支から翌年度繰越財源 7 億 2,318 万 5 千円を差し引いた 20 億 8,300 万 3 千円となった。 単年度収支及び実質単年度収支ともに黒字となり、将来負担比率は 3 年連続で算出されず、健全な財政運営ができているといえる。		
経過			
問題・課題	健全な財政運営を維持しつつ、社会経済の変化や市民の行政ニーズに適切に対応していく必要がある。		
対応策	収納率向上などの歳入確保や事務事業の廃止、経費の節減などの歳出の見直しに積極的に取り組む。		
協議結果			

令和6年度笛吹市一般会計決算概要について

令和 7 年 8 月 7 日
総合政策部 財政課

令和6年度の笛吹市一般会計決算概要は次のとおりです。

- 1 決算規模・・・1P
- 2 決算収支・・・2P
- 3 歳入・・・・・・3P～4P
- 4 歳出 (1)性質別歳出・・・・5P～6P
(2)目的別歳出・・・・7P～8P
- 5 財政構造の弾力性・・・・9P～10P
- 6 将来にわたる実質的な財政負担・・・・11P～12P
- 7 参考資料
 主な財政指標・・・・・・13P
 一般会計歳入歳出決算総括表・・・・14P

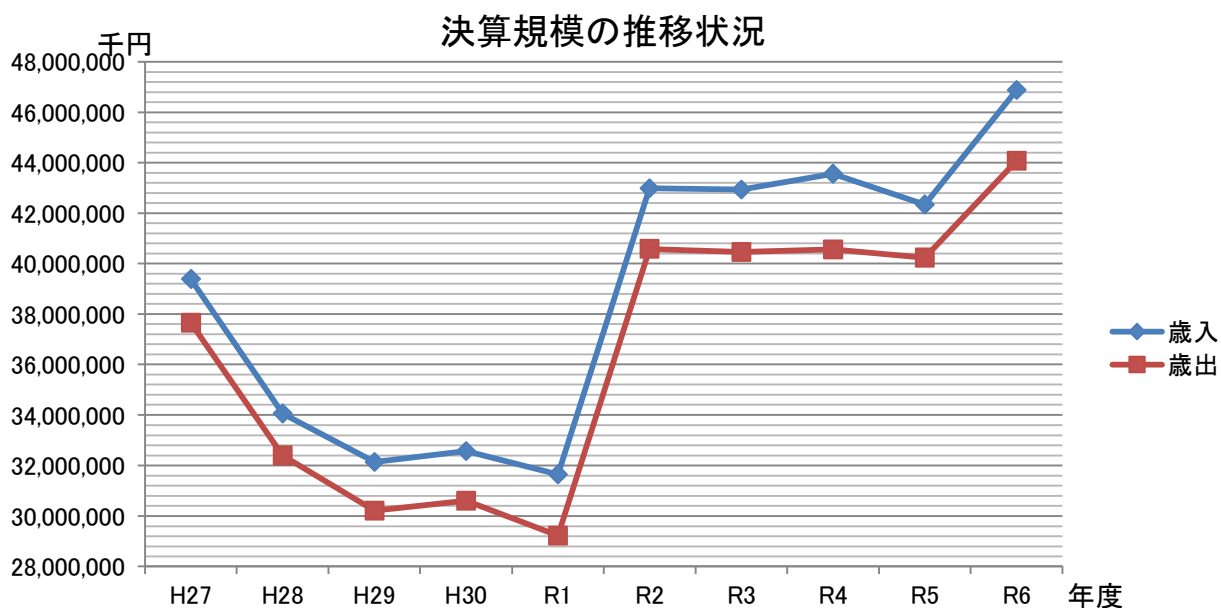
1 決算規模

- 歳入総額は、468億8,222万7千円となり、前年度から、45億4,058万8千円、10.7%増加しました。
- 歳出総額は、440億7,603万9千円となり、前年度から、38億4,454万6千円、9.6%増加しました。
- 歳入総額には、公債費の借換えに伴う借換債、歳出総額には、借換えに伴う繰り上げ償還元金として、それぞれ16億6,841万円が含まれています。
(令和5年度の借換債 13億1,250万円)

決算規模の推移

【単位:千円, %】

年度	歳入		歳出	
	決算額	伸び率	決算額	伸び率
平成27年度	39,382,707	2.7	37,655,346	6.4
平成28年度	34,057,199	△ 13.5	32,401,945	△ 14.0
平成29年度	32,137,063	△ 5.6	30,214,906	△ 6.7
平成30年度	32,569,381	1.3	30,603,698	1.3
令和元年度	31,649,874	△ 2.8	29,228,942	△ 4.5
令和2年度	42,977,856	35.8	40,583,791	38.8
令和3年度	42,933,402	△ 0.1	40,455,813	△ 0.3
令和4年度	43,557,205	1.5	40,556,981	0.3
令和5年度	42,341,640	△ 2.8	40,231,493	△ 0.8
令和6年度	46,882,227	10.7	44,076,039	9.6



2 決算収支

- 形式収支は、歳入総額468億8,222万7千円から歳出総額440億7,603万9千円を差し引いた28億618万8千円となりました。
- 実質収支は、形式収支28億618万8千円から、翌年度繰越財源7億2,318万5千円を差し引いた20億8,300万3千円となりました。
- 単年度収支は、実質収支20億8,300万3千円から令和5年度の実質収支19億7,767万8千円を差し引いた1億532万5千円の黒字となりました。
- 実質単年度収支は、単年度収支に黒字的要素である財政調整基金積立額13億6,820万8千円を加え、赤字の要素である財政調整基金繰入額13億6,692万7千円を差し引き1億660万6千円の黒字となりました。

【単位:千円】

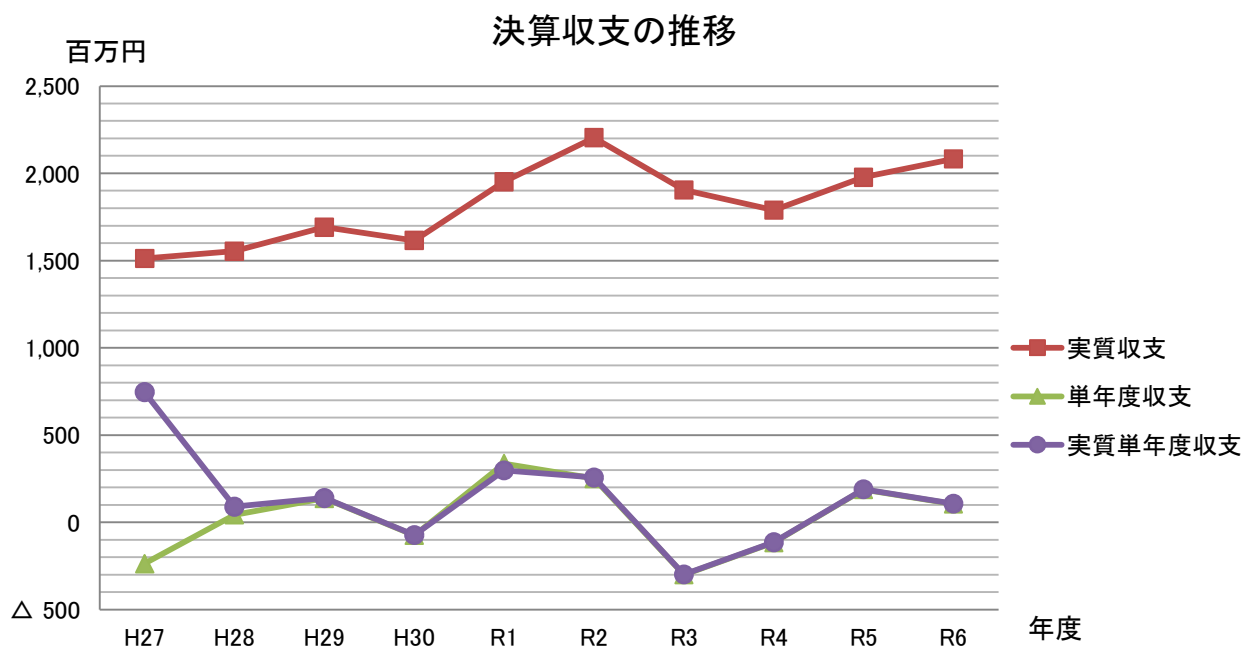
区分	令和6年度	令和5年度	増減
歳入	46,882,227	42,341,640	4,540,587
歳出	44,076,039	40,231,493	3,844,546
形式収支(歳入－歳出)	2,806,188	2,110,147	696,041
翌年度繰越財源	723,185	132,468	590,717
実質収支	2,083,003	1,977,679	105,324
単年度収支	105,324	187,398	△ 82,074
実質単年度収支	106,605	189,047	△ 82,442

形式収支:歳入歳出差引額。

実質収支:歳入歳出差引総額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額。

単年度収支:当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

実質単年度収支:単年度収支に、実質的な黒字要素を加え、赤字要素を差し引いた額。



3 歳入

- 市税は、90億6,905万1千円となり、2億649万6千円減少しました。
 主な要因は、市民税が37億9,089万5千円となり、令和6年度に定額減税が実施されたことに伴い2億1,139万6千円減少したためです。固定資産税、軽自動車税、入湯税は増加し、たばこ税は減少しました。
 なお、市税収納率は過去最高の96.3%となり、前年度から0.3ポイント増加しました。
- 地方特例交付金は、3億6,456万5千円となり、2億9,323万6千円増加しました。
 主な要因は、定額減税実施に伴う減収を補填するため、定額減税減収補填特例交付金が2億9,523万7千円交付されたためです。
- 定額減税が実施されたことに伴い市税が減少したものの、定額減税減収補填特例交付金が交付され、市民税と定額減税減収補填特例交付金を合わせると40億8,613万2千円となり、8,384万1千円増加しました。
- 国庫支出金は、63億9,667万5千円となり、5億8,533万9千円増加しました。
 主な要因は、新型コロナウイルス感染症に関連した国庫補助金が総額6億9,331万6千円減少し、児童手当の対象年齢拡充等に伴い児童福祉費負担金が2億3,774万6千円、御坂中学校校舎等改築事業に伴い中学校費補助金が2億2,909万1千円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が7億8,897万3千円増加したためです。
- 県支出金は、26億8,125万3千円となり、1億1,024万円増加しました。
 主な要因は、小中学校ICT環境更新事業に係る公立学校情報機器整備事業費補助金等、教育総務費県補助金が1億1,839万2千円増加したためです。
- その他は、117億5,439万8千円となり、17億1,311万3千円増加しました。
 主な要因は、繰越金である令和5年度決算における形式収支(歳入-歳出)が令和4年度決算よりも8億9,007万8千円減少したものの、ふるさと納税寄附金が37億3,005万1千円となり8億2,697万5千円増加、基金繰入金が49億8,262万3千円となり16億7,249万1千円増加したためです。
- 市債は、50億6,086万8千円となり、18億274万4千円増加しました。
 主な要因は、御坂中学校校舎等改築事業等により、学校教育施設等整備事業債が8億9,210万円となり6億1,730万円増加、なごみの湯改修事業、春日居地域子育て支援センター整備事業等により、社会福祉施設整備事業債が5億580万円となり4億6,580万円増加、石和中央テニスコート改修事業等により、合併特例事業債が5億4,540万円となり3億1,430万円増加したためです。

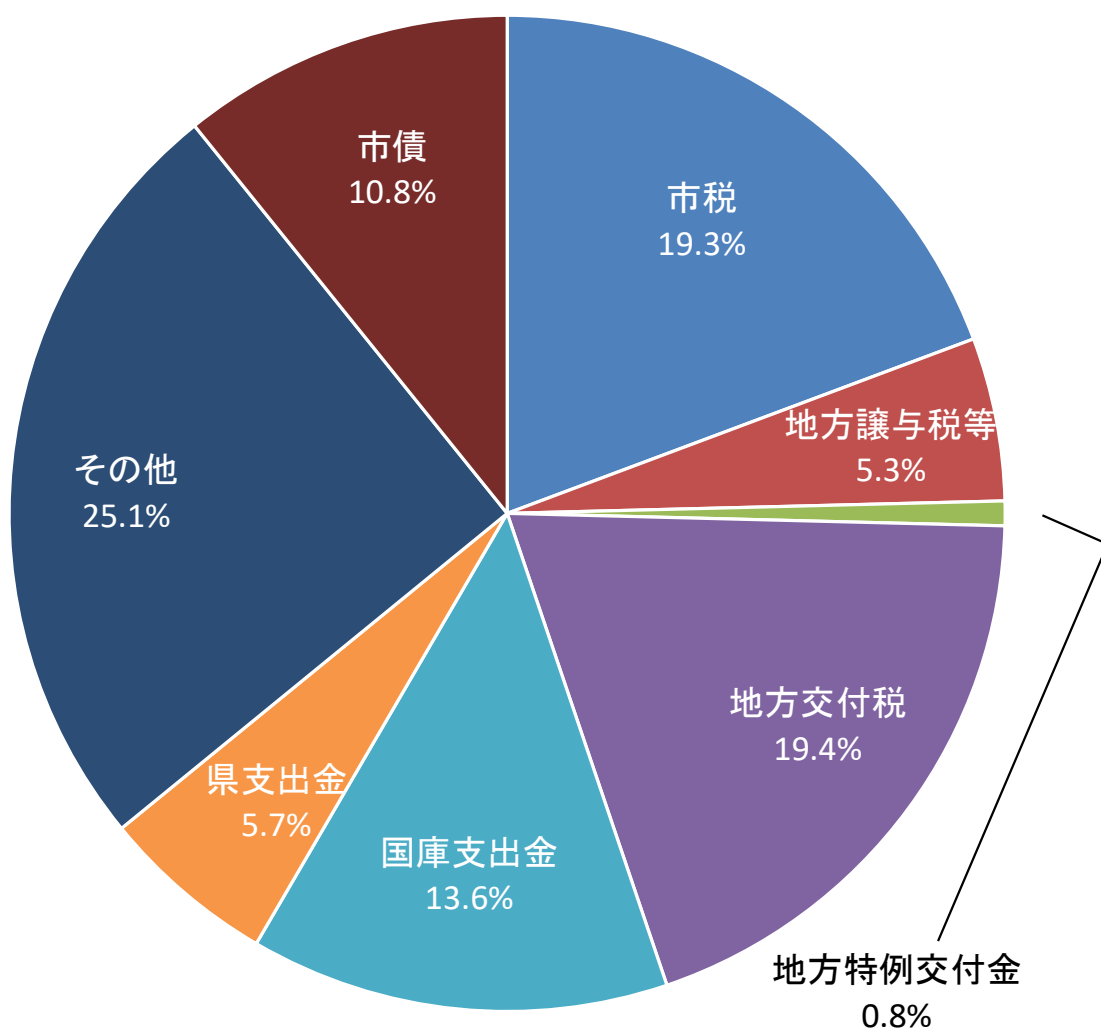
(単位:千円、%)

区 分	令和6年度				令和5年度	
	金額	構成比	増減額	伸び率	金額	構成比
1 市税	9,069,051	19.3	△ 206,496	△ 2.2	9,275,547	21.9
うち市民税	3,790,895	8.1	△ 211,396	△ 5.3	4,002,291	9.5
うち固定資産税	4,193,519	8.9	3,927	0.1	4,189,592	9.9
2 地方譲与税等	2,474,286	5.3	163,390	7.1	2,310,896	5.4
3 地方特例交付金	364,565	0.8	293,236	411.1	71,329	0.2
4 地方交付税	9,081,131	19.4	79,021	0.9	9,002,110	21.3
(臨財債を含む実質交付税)	9,144,789	19.5	5,555	0.1	9,139,234	21.6
5 国庫支出金	6,396,675	13.6	585,339	10.1	5,811,336	13.7
6 県支出金	2,681,253	5.7	110,240	4.3	2,571,013	6.1
7 その他	11,754,398	25.1	1,713,113	17.1	10,041,285	23.7
8 市債	5,060,868	10.8	1,802,744	55.3	3,258,124	7.7
うち臨財債を除く通常債	4,997,210	10.7	1,876,210	60.1	3,121,000	7.4
歳入合計	46,882,227	100.0	4,540,587	10.7	42,341,640	100.0
一般財源	26,847,656	57.3	1,990,654	8.0	24,857,002	58.7
一般財源(臨財債含む)	26,911,314	57.4	1,917,188	7.7	24,994,126	59.0

注1 「地方譲与税等」は、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、法人事業税交付金、環境性能割交付金の合計額。

注2 「その他」は、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の合算額。

歳入構成比（％）



4 歳出

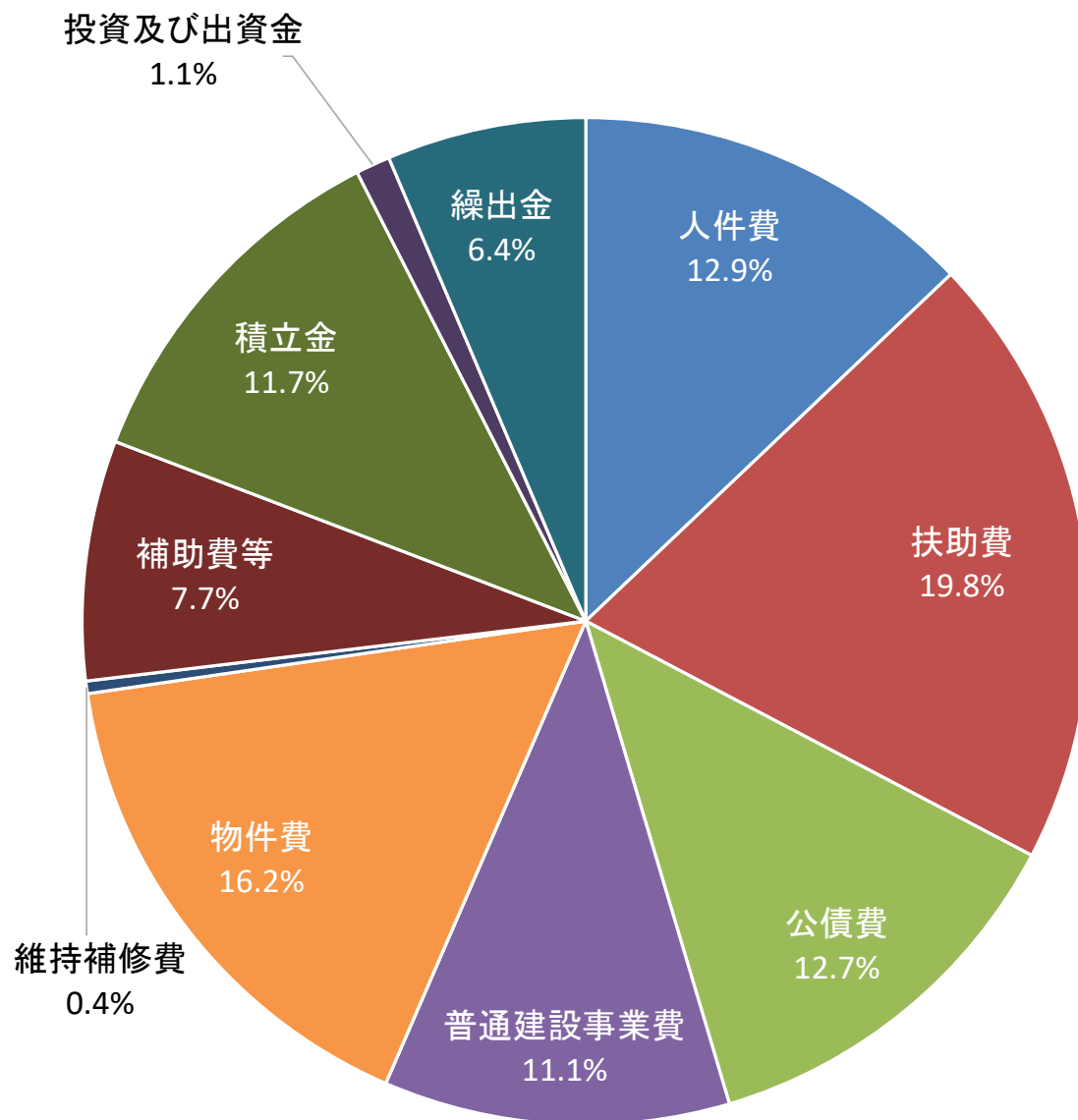
(1) 性質別歳出

- 義務的経費(人件費・扶助費・公債費)は、200億162万5千円となり、16億197万6千円増加しました。
人件費は、56億6,440万8千円となり、4億4,999万7千円増加しました。
主な要因は、人事院勧告及び令和5年5月に地方自治法の一部が改正され、令和6年度から会計年度任用職員に勤
奨手当を支給していることから、職員人件費が42億5,796万8千円となり、4億5,620万7千円増加したためです。
扶助費は、87億2,402万2千円となり、8億4,792万8千円増加しました。
主な要因は、国の物価高騰対策による、定額減税補足給付金給付事業4億7,877万円を実施したほか、保育に係る公
定価格の改定に伴い施設型給付費等事業が22億1,886万6千円となり2億28万6千円増加、生活保護受給者の医療扶
助費の増加に伴い生活保護費支給事業が15億5,695万9千円となり1億3,763万1千円増加、障害福祉サービスの利用
増加に伴い障害者介護給付・訓練等給付事業が13億3,441万7千円となり1億2,626万6千円増加、対象者の拡充に伴い
児童手当支給事業が10億5,954万2千円となり1億2,586万8千円増加したためです。
公債費は、56億1,319万5千円となり、3億405万1千円増加しました。
主な要因は、償還が進んだことにより元利償還額が5,185万9千円減額したものの、借換に伴う繰上償還元金が3億
5,591万円増加したためです。
- 投資的経費(普通建設事業費・災害復旧費)は、48億7,997万7千円となり、10億2,636万8千円増加しました。
主な要因は、令和6年度に、なごみの湯改修事業3億3,127万円、石和中央テニスコート改修事業2億8,831万5千円、
春日居地域子育て支援センター整備事業1億8,129万8千円、本庁執務室レイアウト改修事業1億1,900万4千円を実施し
たほか、御坂中学校校舎等改築事業が8億1,027万9千円となり、3億8,280万5千円増加したためです。
- その他の経費は、191億9,443万7千円となり、12億1,620万2千円増加しました。
物件費は、71億5,153万2千円となり、3億8,982万3千円減少しました。
主な要因は、令和5年度に実施した笛吹市消費喚起キャンペーン事業が10億5,237万7千円減少し、令和6年度に防災
行政無線管理事業3億225万円、小中学校ICT環境更新事業1億9,388万6千円を実施したためです。また、リース方式で
施設整備を行った社会教育施設における賃借料の支払いのため、社会教育施設照明・空調設備等維持管理事業が1
億1,049万5千円となったためです。
補助費等は、33億8,371万7千円となり、1億9,405万6千円増加しました。
主な要因は、産地パワーアップ事業が1億8,937万1千円となり、1億2,624万3千円増加、令和5年度の新型コロナウイ
ルスワクチン接種に係る国庫負担金の返還金9,990万4千円を含む新型コロナウイルス感染症予防接種事業が1億365
万5千円となり、6,722万8千円増加したためです。
積立金は、51億5,748万円となり、13億4,214万9千円増加しました。
主な要因は、ふるさと納税寄附金の増加に伴い、まちづくり基金積立金が36億1,121万7千円となり、6億2,562万6千円
増加、財政調整基金積立金が13億6,820万8千円となり、7億6,453万4千円増加したためです。

(単位:千円、%)

区 分	令和6年度				令和5年度	
	金額	構成比	増減額	伸び率	金額	構成比
義務的経費	20,001,625	45.4	1,601,976	8.7	18,399,649	45.7
1 人件費	5,664,408	12.9	449,997	8.6	5,214,411	12.9
2 扶助費	8,724,022	19.8	847,928	10.8	7,876,094	19.6
3 公債費	5,613,195	12.7	304,051	5.7	5,309,144	13.2
投資的経費	4,879,977	11.1	1,026,368	26.6	3,853,609	9.6
4 普通建設事業費	4,879,977	11.1	1,032,523	26.8	3,847,454	9.5
うち補助事業費	1,394,271	3.2	524,574	60.3	869,697	2.1
うち単独事業費(県営事業含む)	3,485,706	7.9	507,949	17.1	2,977,757	7.4
5 災害復旧事業費	0	0.0	△ 6,155	皆減	6,155	0.1
その他の経費	19,194,437	43.5	1,216,202	6.8	17,978,235	44.7
6 物件費	7,151,532	16.2	△ 389,823	△ 5.2	7,541,355	18.8
7 維持補修費	189,120	0.4	1,032	0.5	188,088	0.5
8 補助費等	3,383,717	7.7	194,056	6.1	3,189,661	7.9
9 積立金	5,157,480	11.7	1,342,149	35.2	3,815,331	9.5
10 投資及び出資金	508,342	1.1	18,233	3.7	490,109	1.2
11 繰出金	2,804,246	6.4	50,555	1.8	2,753,691	6.8
歳出合計	44,076,039	100.0	3,844,546	9.6	40,231,493	100.0

歳出(性質別)構成比 (%)



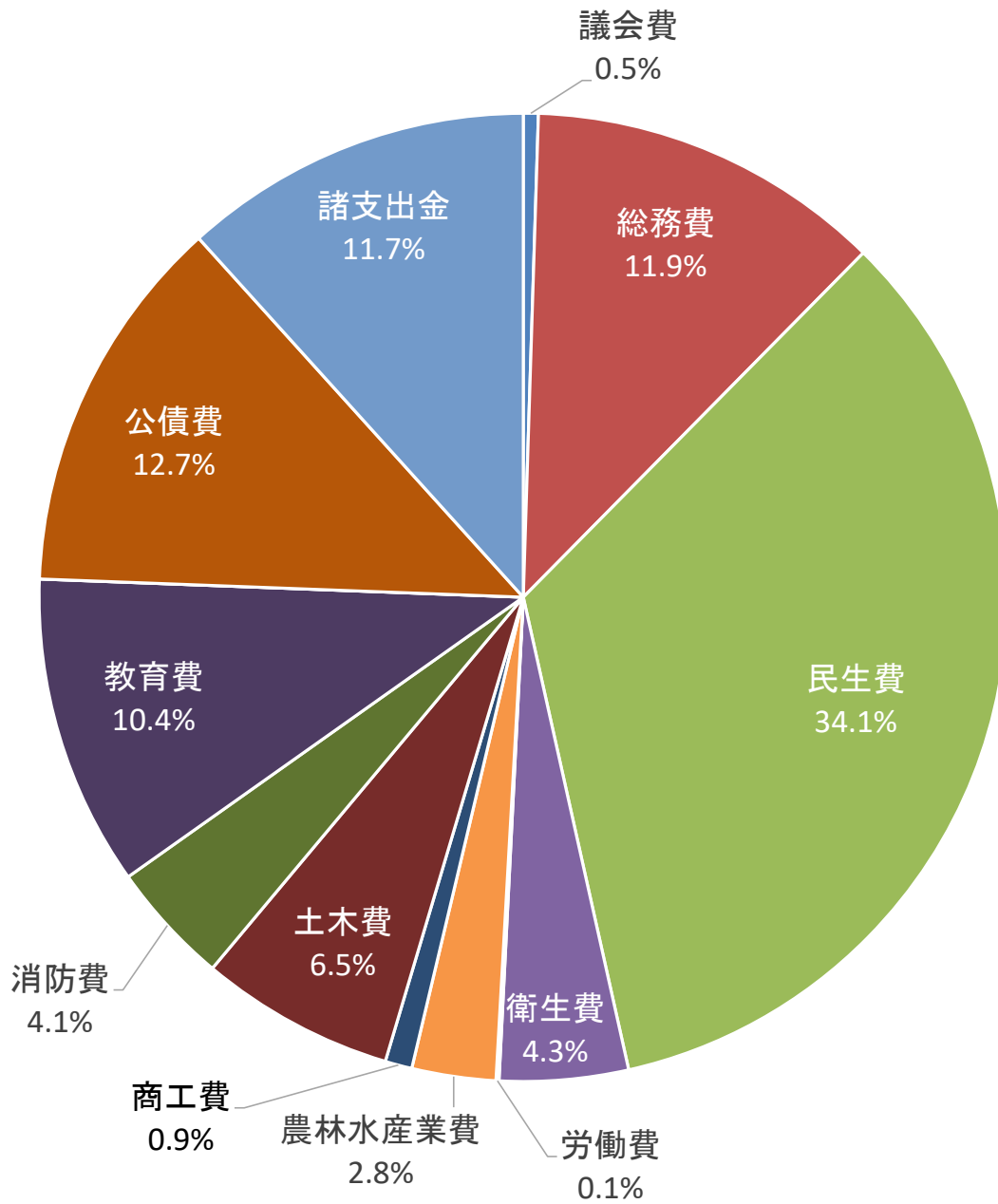
(2) 目的別歳出

- 総務費は、52億5,669万3千円となり、4億2,424万3千円増加しました。
 主な要因は、本庁舎執務室レイアウト改修事業1億1,900万4千円、市長及び市議会議員選挙事務3,699万8千円、衆議院議員総選挙事務3,737万2千円、奨学金返還支援事業2,615万6千円を実施したほか、総務課等人件費が3億3,820万3千円となり1億3,084万4千円増加、市営温泉改修事業が7,572万6千円となり7,129万3千円増加したためです。
- 民生費は、150億1,869万6千円となり、16億8,428万1千円増加しました。
 主な要因は、定額減税補足給付金給付事業4億9,754万3千円、なごみの湯改修事業3億3,127万円、春日居地域子育て支援センター整備事業1億8,129万8千円を実施したほか、施設型給付費等事業が22億9,459万1千円となり2億3,815万6千円の増加、生活保護費支給事業が15億5,695万9千円となり1億3,763万1千円増加、障害者介護給付・訓練等給付事業が13億3,441万7千円となり1億2,626万6千円増加、児童手当支給事業が10億5,954万2千円となり1億2,586万8千円増加したためです。
- 商工費は、4億2,017万9千円となり、11億6,331万2千円減少しました。
 主な要因は、令和5年度に実施した、笛吹市消費喚起キャンペーン事業が10億5,237万7千円、新道峠展望台環境整備事業が1億2,979万4千円減少したためです。
- 消防費は、18億552万2千円となり、4億4,592万1千円増加しました。
 主な要因は、消防車両の購入等に伴い消防備品整備事業が1億4,078万3千円、防災行政無線機器のシステム更新及び防災アプリの構築に伴う防災行政無線管理事業が3億350万8千円増加したためです。
- 教育費は、45億6,665万7千円となり、8億6,028万9千円増加しました。
 主な要因は、石和中央テニスコート改修事業2億8,831万5千円、小中学校ICT環境更新事業1億9,388万6千円、スコレーセンター及びいちのみや桃の里ふれあい文化館の空調等の整備に係るリース料の支払いを行う、社会教育施設照明・空調設備等維持管理事業1億1,049万5千円を実施したほか、御坂中学校校舎等改築事業が8億1,027万9千円となり3億8,280万5千円増加したためです。
- 諸支出金は、51億5,755万5千円となり、13億4,212万9千円増加しました。
 主な要因は、財政調整基金積立金が13億6,820万8千円となり7億6,453万4千円増加、まちづくり基金積立金が36億1,121万7千円となり6億2,562万6千円増加したためです。

(単位:千円、%)

区 分	令和6年度				令和5年度	
	金額	構成比	増減額	伸び率	金額	構成比
1 議会費	211,305	0.5	△ 544	△ 0.3	211,849	0.5
2 総務費	5,256,693	11.9	424,243	8.8	4,832,450	12.0
3 民生費	15,018,696	34.1	1,684,281	12.6	13,334,415	33.1
4 衛生費	1,908,895	4.3	29,004	1.5	1,879,891	4.7
5 労働費	12,743	0.1	1,044	8.9	11,699	0.1
6 農林水産業費	1,232,280	2.8	48,488	4.1	1,183,792	2.9
7 商工費	420,179	0.9	△ 1,163,312	△ 73.5	1,583,491	3.9
8 土木費	2,872,319	6.5	△ 125,043	△ 4.2	2,997,362	7.5
9 消防費	1,805,522	4.1	445,921	32.8	1,359,601	3.4
10 教育費	4,566,657	10.4	860,289	23.2	3,706,368	9.2
11 災害復旧費	0	0.0	△ 6,005	皆減	6,005	0.1
12 公債費	5,613,195	12.7	304,051	5.7	5,309,144	13.2
13 諸支出金	5,157,555	11.7	1,342,129	35.2	3,815,426	9.4
歳出合計	44,076,039	100.0	3,844,546	9.6	40,231,493	100.0

歳出(目的別)構成比 (%)



5 財政構造の弾力性

○ 経常収支比率は、前年度と同率の94.6%となりました。

歳入において、国の物価高騰対策による定額減税の実施に伴う市税の減収を補填するための定額減税減収補填特例交付金のほか、地方譲与税、地方交付金など、経常的一般財源が増加し、歳出において、なごみの湯の改修に伴う石和ふれあいセンターの指定管理料の減少など物件費が減少したものの、人事院勧告等に伴う人件費の増加、生活保護費支給事業、障害者介護給付・訓練等給付事業、児童手当支給事業など扶助費が増加したことなどから、歳入及び歳出ともに増加し、前年度と同率の94.6%となりました。

経常収支比率は、指標が低いほど、財政構造に弾力性があるとされており、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政の弾力性の維持が必要となります。

○ 実質公債費比率は、前年度と同率の7.5%となりました。

決算年度を含む直近3か年の平均値で算出される実質公債費比率において、算出基礎となる令和6年度の単年度の数値は、公債費の残高が減少したことで一般会計及び企業会計の償還金が減少したものの、交付税措置のある公債費の償還が進んだことで交付税の算定となる公債費も減少し、前年度と同程度の7.6%となりました。

令和3年度の単年度の数値7.5%に対し、令和6年度の数値が同程度であったことから、3か年の平均値である実質公債費比率は前年度と同率の7.5%となりました。

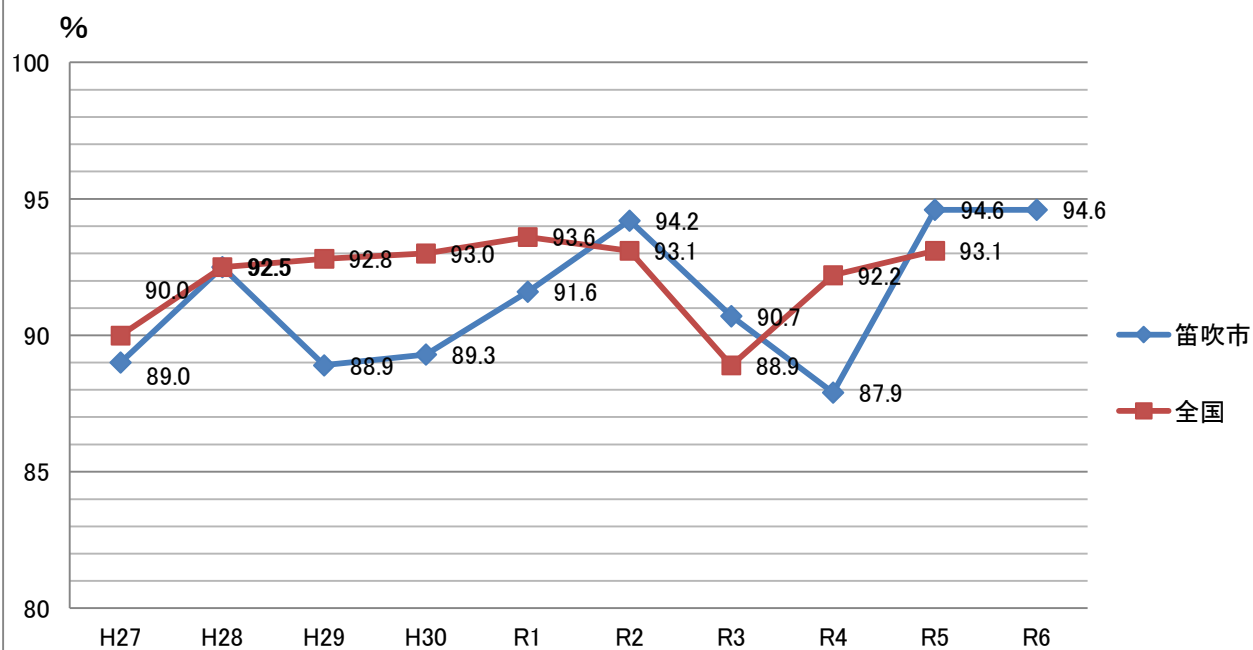
実質公債費比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、市町村の早期健全化基準は25%とされており、本市はこの水準を下回っています。

経常収支比率・実質公債費比率の推移

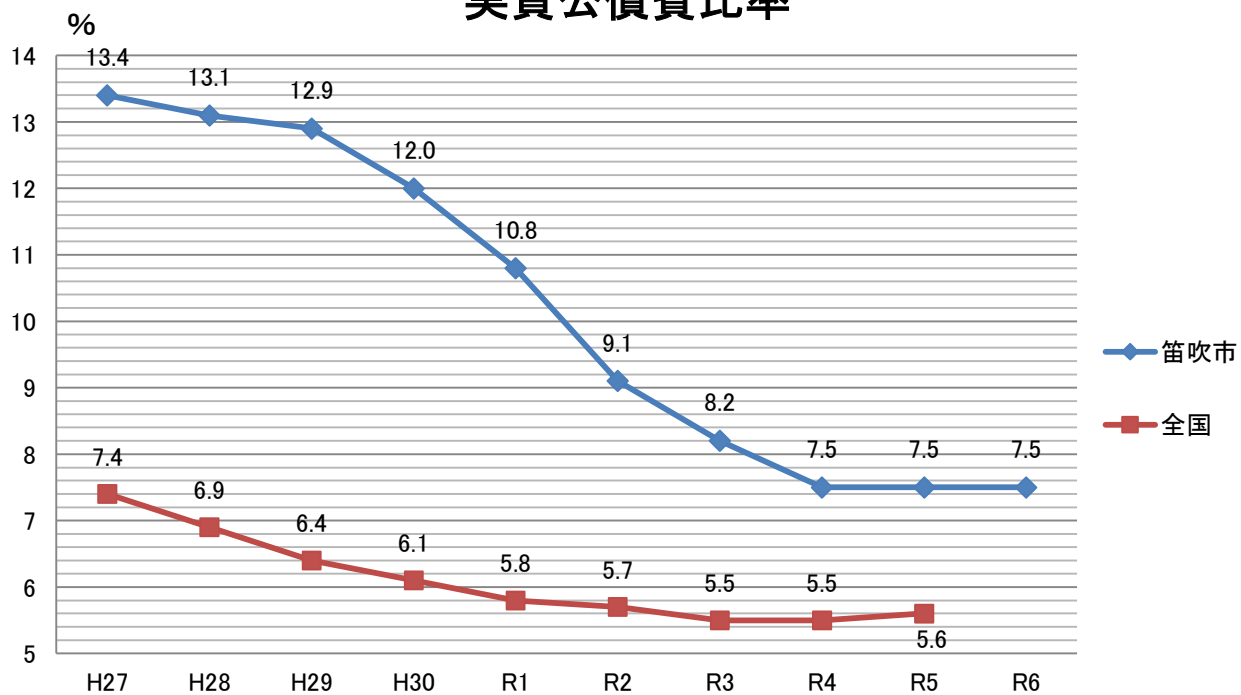
(%)

年度	経常収支比率	実質公債費比率
平成26年度	88.4	13.8
平成27年度	89.0	13.4
平成28年度	92.5	13.1
平成29年度	88.9	12.9
平成30年度	89.3	12.0
令和元年度	91.6	10.8
令和2年度	94.2	9.1
令和3年度	90.7	8.2
令和4年度	87.9	7.5
令和5年度	94.6	7.5
令和6年度	94.6	7.5
(令和5年度県内市平均)	87.0	7.5
(令和5年度全国市町村平均)	93.1	5.6

経常収支比率



実質公債費比率



6 将来にわたる実質的な財政負担

- 市債現在高は、360億5,974万2千円となり、4億2,179万8千円減少しました。
 主な要因は、教育・福祉施設等整備事業債が13億713万9千円、緊急防災・減災事業債が2億9,352万3千円増加しましたが、臨時財政対策債が12億6,535万6千円、合併特例事業債が8億4,654万2千円減少したためです。
- 基金現在高は、203億3,962万2千円となり、1億7,485万4千円増加しました。
 主な要因は、まちづくり基金を23億2,985万1千円、公共施設整備等基金を6億8,265万5千円、減債基金を4億8,819万5千円取り崩しましたが、まちづくり基金に36億1,121万7千円、減債基金に1億2,753万円1千円を積み立てたためです。
- 将来にわたる実質的な財政負担は、157億2,012万円となり、5億9,665万2千円減少しました。
 これは、市債現在高が4億2,179万8千円減少し、基金現在高が1億7,485万4千円増加したためです。

(単位: 千円、%)

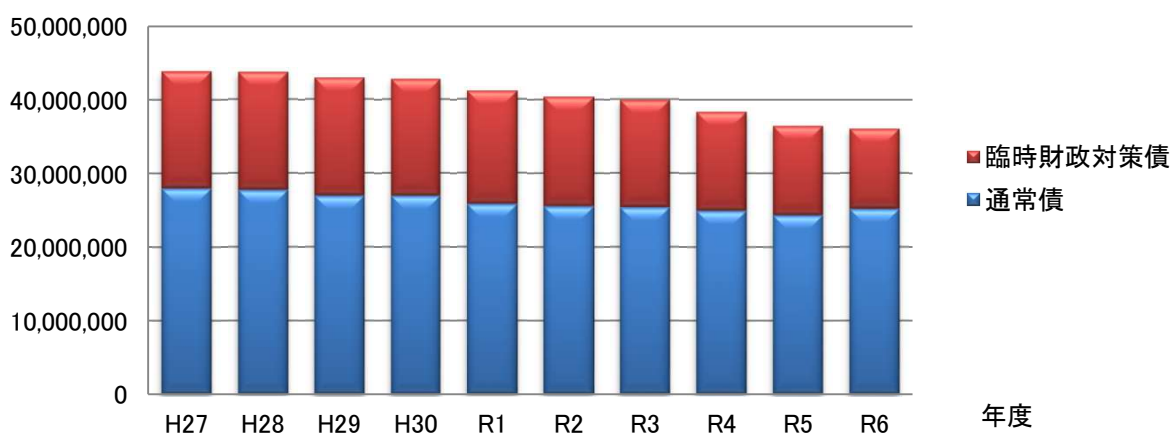
区 分	令和6年度	令和5年度	増減額	伸び率
市債現在高 A	36,059,742	36,481,540	△ 421,798	△ 1.2
うち通常債	25,173,510	24,329,952	843,558	3.5
通常債のうち合併特例債	15,036,502	15,883,044	△ 846,542	△ 5.3
うち臨時財政対策債	10,886,232	12,151,588	△ 1,265,356	△ 10.4
債務負担行為額 B	0	0	0	0.0
基金現在高 C	20,339,622	20,164,768	174,854	0.9
うち財政調整基金	3,733,351	3,732,070	1,281	0.1
うちその他特定目的基金	15,486,351	14,952,115	534,236	3.6
将来にわたる実質的な財政負担 A+B-C	15,720,120	16,316,772	△ 596,652	△ 3.7

(単位: 千円、%)

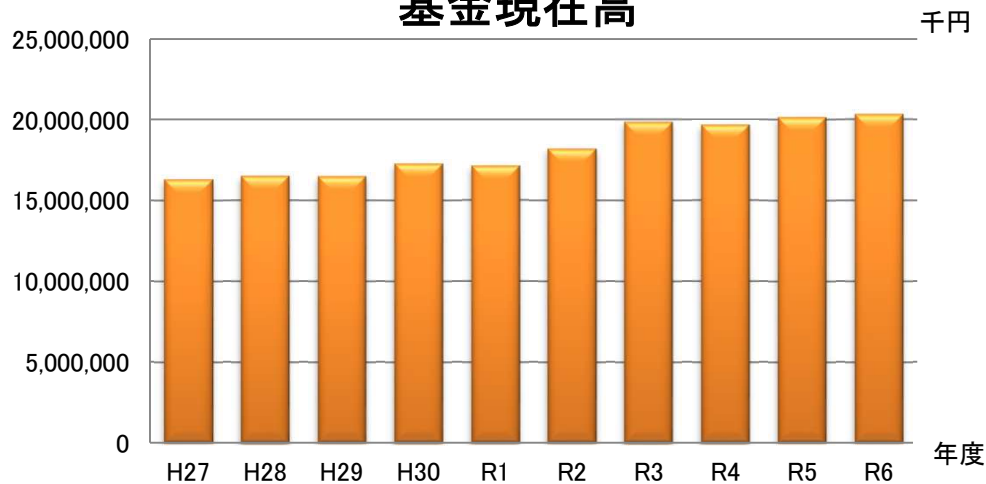
年度	市債現在高		基金現在高		将来にわたる実質的な財政負担	
	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率
平成26年度	42,167,584	4.6	15,325,869	△ 5.1	26,866,412	11.0
平成27年度	43,915,933	4.1	16,318,365	6.5	27,617,758	2.8
平成28年度	43,734,302	△ 0.4	16,497,867	1.1	27,253,965	△ 1.3
平成29年度	42,953,263	△ 1.8	16,484,785	△ 0.1	26,482,836	△ 2.8
平成30年度	42,773,189	△ 0.4	17,272,118	4.8	25,513,437	△ 3.7
令和元年度	41,168,466	△ 3.8	17,113,799	△ 0.9	24,065,517	△ 5.7
令和2年度	40,422,610	△ 1.8	18,201,394	6.4	22,229,365	△ 7.6
令和3年度	39,947,940	△ 1.2	19,864,238	9.1	20,088,924	△ 9.6
令和4年度	38,396,797	△ 3.9	19,659,567	△ 1.0	18,738,462	△ 6.7
令和5年度	36,481,540	△ 3.9	20,164,768	△ 1.0	16,316,772	△ 6.7
令和6年度	36,059,742	△ 1.2	20,339,622	0.9	15,720,120	△ 3.7

※ 基金現在高については、土地開発基金は定額運用基金のため、北野福祉基金は原資が株式のため、例年除いている。

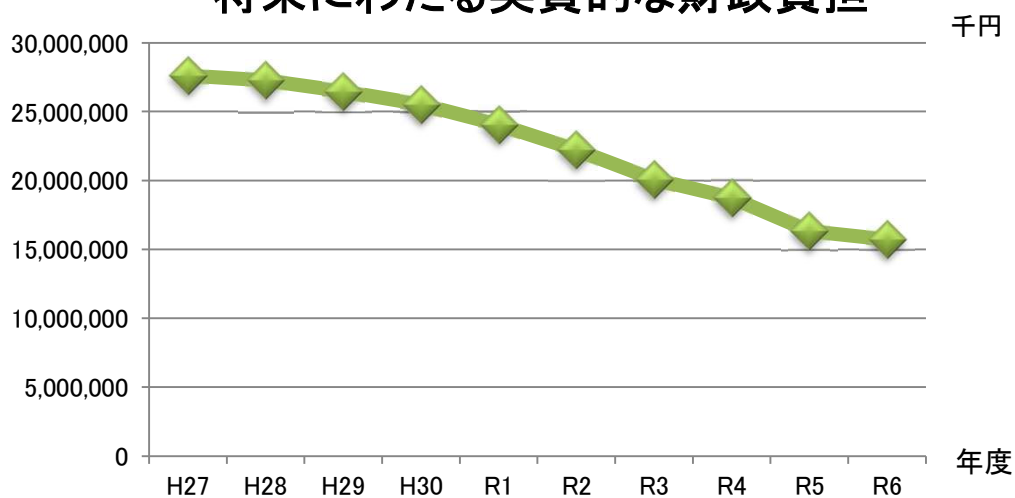
市債現在高



基金現在高



将来にわたる実質的な財政負担



※ 基金は、土地開発基金及び北野福祉基金を除く。

7 参考資料

決算に基づく主な財政指標の推移

(単位:千円、%)

指 標 名	令和6年度	令和5年度	増減	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
地方交付税関係数値							
普通交付税額	8,281,866	8,179,034	102,832	8,291,642	8,479,802	7,721,316	7,921,433
基準財政需要額(一本算定)※	17,526,075	17,148,305	377,770	16,945,877	16,673,813	16,251,228	15,669,660
基準財政需要額(R2以前合併算定替)※	—	—	—	—	—	16,280,027	16,007,986
基準財政収入額(R2以前合併算定替)	9,270,115	8,969,271	300,844	8,614,657	8,202,512	8,550,394	8,072,454
標準税収入額等	11,702,229	11,302,645	399,584	10,861,491	10,310,697	10,776,172	10,223,384
臨時財政対策債発行可能額	63,658	137,124	△ 73,466	305,148	1,071,954	840,667	759,997
標準財政規模	20,047,753	19,618,803	428,950	19,458,281	19,862,453	19,338,155	18,904,814
財政力指数(3か年平均)	0.520	0.510	0.010	0.510	0.510	0.518	0.515
決算関係数値							
実質収支比率	10.39	10.08	0.31	9.20	9.59	11.4	10.33
一般財源比率	57.4	59.0	△ 1.6	58.6	58.8	52.9	71.0
自主財源比率	44.4	45.6	△ 1.2	45.6	38.5	31.5	39.6
経常収支比率	94.6	94.6	0.0	87.9	90.7	94.2	91.6
健全化判断比率4指標							
実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—
実質公債費比率	7.5	7.5	0.0	7.5	8.2	9.1	10.8
将来負担比率	—	—	—	—	5.5	24.9	48.0
公営企業経営健全化指標(参考)							
資金不足比率	—	—	—	—	—	—	—

※ 交付税算出の基準財政需要額は合併算定替数値を適用しているが、財政力指数算出は一本算定数値を適用している。

平成16年度～令和6年度 一般会計歳入歳出決算総括表

(単位：千円 %)

年度	予算額 (A)	歳入決算額		歳出決算額		翌年度へ繰越 すべき財源 (D)	差引残高 (実質収支) (B) - (C) - (D)	差引残高 対前年金額 (単年度収支)	実質単年度収支	差引残高 対前年増減率
		金 額 (B)	収入率 (B) / (A)	金 額 (C)	執行率 (C) / (A)					
平成16年度	19,607,721	19,868,641	101.3	17,671,733	90.1	316,728	1,880,180	—	—	—
平成17年度	28,184,426	28,070,686	99.5	26,718,403	94.7	147,221	1,205,062	△ 675,118	△ 621,056	△ 35.9
平成18年度	28,014,973	27,881,163	99.5	26,775,859	95.5	265,694	839,610	△ 365,452	△ 439,483	△ 30.3
平成19年度	29,172,934	28,723,401	98.4	27,722,344	95.0	182,223	818,834	△ 20,776	31,977	△ 2.5
平成20年度	30,756,701	29,909,332	97.2	28,959,535	94.1	157,928	791,869	△ 26,965	△ 21,094	△ 3.3
平成21年度	32,240,389	30,392,121	94.2	28,825,089	89.4	694,121	872,911	81,042	△ 94,015	10.2
平成22年度	35,371,634	33,516,075	94.7	31,471,450	88.9	651,605	1,393,020	520,109	784,607	59.6
平成23年度	37,116,877	33,982,149	91.5	32,138,727	86.5	658,430	1,184,992	△ 208,028	475,124	△ 14.9
平成24年度	37,679,703	33,204,031	88.1	31,800,821	84.3	246,391	1,156,819	△ 28,173	323,361	△ 2.4
平成25年度	39,848,184	33,724,214	84.6	31,421,517	78.8	920,944	1,381,753	224,934	626,018	19.4
平成26年度	45,495,734	38,353,388	84.3	35,406,993	77.8	1,197,181	1,749,214	367,461	△ 144,437	26.6
平成27年度	42,653,549	39,382,707	92.3	37,655,346	88.2	215,492	1,511,869	△ 237,345	878,520	△ 13.6
平成28年度	35,184,139	34,057,199	96.7	32,401,945	92.0	100,787	1,554,467	42,598	89,820	2.8
平成29年度	34,300,371	32,137,063	93.6	30,214,906	88.0	230,654	1,691,503	137,036	139,011	8.8
平成30年度	33,381,496	32,569,381	97.5	30,603,698	91.6	349,257	1,616,426	△ 75,077	△ 71,633	△ 4.4
令和元年度	33,675,386	31,649,874	93.9	29,228,942	86.7	467,992	1,952,940	336,514	297,534	20.8
令和2年度	46,636,965	42,977,856	92.1	40,583,791	87.0	188,695	2,205,370	252,430	255,571	12.9
令和3年度	46,016,753	42,933,402	93.2	40,455,813	87.9	572,444	1,905,145	△ 300,225	△ 299,329	△ 13.6
令和4年度	46,734,146	43,557,205	93.2	40,556,981	86.7	1,209,943	1,790,281	△ 114,864	△ 114,043	△ 6.0
令和5年度	45,752,839	42,341,640	92.5	40,231,493	87.9	132,468	1,977,679	187,398	189,047	3.8
令和6年度	50,461,081	46,882,227	92.9	44,076,039	87.3	723,185	2,083,003	105,324	106,605	16.4

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 7 年 8 月 7 日提出	
件 名	第 5 次笛吹市男女共同参画プランの策定について	部局名	市民生活部
概要	国は、男女共同参画社会の形成を推進するため、平成 11 年度に「男女共同参画社会基本法」を制定。市町村においても、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされた。これを受け、市では、平成 18 年度に第 1 次笛吹市男女共同参画プランを策定。以後 5 年ごとにプランを策定している。 令和 3 年度に策定した現行の「第 4 次笛吹市男女共同参画プラン」が令和 7 年度末に終期を迎えることから、新たに令和 8 年度を始期とする第 5 次プランを策定する。 については、策定に向けた取組について協議したい。		
経過	平成 11 年 6 月 男女共同参画社会基本法制定 平成 18 年 3 月 第 1 次笛吹市男女共同参画プラン策定 平成 23 年 3 月 第 2 次笛吹市男女共同参画プラン策定 平成 28 年 3 月 第 3 次笛吹市男女共同参画プラン策定 令和 3 年 3 月 第 4 次笛吹市男女共同参画プラン策定		
問題・課題	第 5 次笛吹市男女共同参画プラン策定に向け、部局横断的に検討し、取り組む必要がある。		
対応策	笛吹市男女共同参画推進本部設置要綱に基づき、推進本部及び庁内推進会議を組織し、各部局の協力を得る中で、第 5 次プランの策定を進める。また、別紙のスケジュールにより、計画的に策定作業を進めていく。		
協議結果			

令和 7 年度 男女共同参画推進本部 名簿

氏 名		役 職	備考
山下 政樹	本部長	市長	
深澤 和仁	副本部長	副市長	
望月 栄一	本部員	教育長	
小林 匡	本部員	総務部長	
小澤 宏之	本部員	総合政策部長	
太田 孝生	本部員	市民生活部長	
岩間 正剛	本部員	保健福祉部長	
田中 暁子	本部員	子供すこやか部長	
河野 英明	本部員	産業観光部長	
島村 秀忠	本部員	建設部長	
佐藤 みのり	本部員	公営企業部長	
金井 久	本部員	会計管理者	
鵜川 功	本部員	消防本部消防長	
井上 博之	本部員	議会事務局長	
手塚 克巳	本部員	教育委員会教育部長	

飯島 健史	庶務	市民活動支援課長	
加賀美 滉一	庶務	市民活動支援課 市民活動支援担当	
出月 万智	庶務	市民活動支援課 市民活動支援担当	

○笛吹市男女共同参画推進本部設置要綱

平成24年3月14日

訓令第4号

(設置)

第1条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、
笛吹市男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 笛吹市男女共同参画プランの推進に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の総合調整及び調査審議に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長、総務部長、総合政策部長、市民生活部長、保健福祉部長、
子供すこやか部長、産業観光部長、建設部長、公営企業部長、会計管理者、
消防長、議会事務局長及び教育部長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部における事務を総括し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(庁内推進会議)

第6条 本部に、庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

- 2 推進会議は、本部に付議する事項の整理及び本部から指示された事項の調査検討を行う。
- 3 推進会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 4 会長は、市民活動支援課長をもって充て、推進会議を総括する。
- 5 委員は、本部員の推薦する職員により本部長が任命する。

(庶務)

第7条 本部及び推進会議の庶務は、市民生活部市民活動支援課において処理す

る。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月5日訓令第16号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月28日訓令第10号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日訓令第2号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年5月21日訓令第9号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年3月27日訓令第4号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

「男女共同参画庁内推進会議」委員選任表

部 局	担 当	備 考
総合政策部	企画課（１人）	１ 各部等で推薦する場合の指針 担当欄に課・担当の記載がある場合は、該当の課及び各担当から推薦をお願いします。 （１）特に課・担当の記載のない部局からは、各１人の推薦をお願いします。 （２）市民生活部・会計課においては、市民活動支援担当以外に２人の選任をお願いします。 （３）選任する職員については、職名を問わない。（主事～課長等） ２ 選任された職員を通じて、各部局での状況調査や意見聴取を行う。 ３ 選任された職員は、協議内容や男女共同参画に関する情報を所属部課員に周知する。
総務部	総務課（１人） （１人）	
市民生活部・ 会計課	（２人）	
保健福祉部	（１人）	
子供すこやか 部	（１人）	
産業観光部・ 農業委員会	観光商工課（１人） 農林振興課（１人）	
建設部	（１人）	
公営企業部	（１人）	
教育委員会	学校教育課（１人） 生涯学習課（１人）	
消防本部	（１人）	
議会事務局	（１人）	
	合計 １５人	

第5期男女共同参画プラン 策定スケジュール

	令和7年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
■計画策定												
アンケート調査の実施												
アンケート調査結果の集計・分析												
計画素案作成、修正												
パブリックコメントの実施												
計画書策定												
■庁議												
説明												
■議会												
全協で説明												
■審議会												
笛吹市男女共同参画審議会(3回)												
■庁内推進本部会議												
庁内推進本部会議(2回)												
■庁内作業部会												
庁内作業部会(3回)												

・設置趣旨説明
・策定手順、スケジュール説明
・協力依頼

市長から審議会
へ諮問

・計画骨子の合意

審議会から市
長へ答申

・計画案の確認

・設置趣旨説明
・策定手順、スケジュール説明
・推進プラン検討シート依頼

・推進プラン検討シート
確認

・推進プラン検討結果
確認

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 7 年 8 月 7 日提出	
件 名	時間外勤務命令の運用の徹底について	部局名	総務部
概要	時間外の勤務について「笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」では、公務遂行上「臨時又は緊急の必要」がある場合に限り、所属長が勤務を命令することができると規定している。また、「笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」においては、時間外勤務の上限規制などを規定している。 国は、長時間労働の縮減に向けた取組として、平成 30 年度に時間外勤務命令の上限規制及びその分析・検証の取組等を盛り込んだ人事院規則の改正を行った。これに合わせて、本市でも平成 31 年 4 月に条例等の改正を行い、国と同様の規定を追加したが、総務課では改正内容などを庁内インフォメーションで周知したのみで、運用に当たっての基準などは示しておらず、また、分析や検証などの長時間労働の縮減に向けた取組も行っていなかった。以上を踏まえ、長時間労働の縮減に向け、改めて時間外勤務命令の徹底について報告する。		
経過	平成 31 年 4 月 国家公務員の超過勤務命令の上限の設定等に係る人事院規則施行 平成 31 年 4 月 「笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」 「笛吹市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」改正 令和 7 年 7 月 市長懸案協議「長時間労働の縮減に向けた取組」		
問題・課題	時間外勤務は、「所属長の勤務命令によって行うもの」であるが、「残って業務を行った」からと認識している職員が多く、1 分単位の申請や目的が不明確な時間外勤務命令が多く見受けられる。規則において、時間外勤務命令は 1 か月 45 時間の範囲内と規定しているが、令和 6 年度実績では、職員の 4 人に 1 人が年に 1 回以上、月 45 時間を超えた時間外勤務を行っており、職員全体の意識改革の促進や、所属長による適正な勤務命令の徹底が必要と考えられる。		
対応策	所属長による適正な勤務命令を徹底するため、課長補佐及び担当リーダーの事前確認を含めた運用を行うこととし、令和 7 年 8 月から開始する。 なお、令和 7 年 10 月からは長時間労働の縮減に向けた取組を開始する。		
協議結果			

時間外勤務の申請及び命令のフロー

1 申し出

時間外勤務を必要とする職員は、当日の 16:00 までに担当の課長補佐又はリーダーに口頭で申し出ること。なお、16:00 以降の申出は原則認めない。

時間外勤務の内容は、具体的な業務と行わなければならない理由を明確にする。



2 申請承認

課長補佐又はリーダーは、時間外勤務を申請しようとする職員と具体的な業務及び行わなければならない理由を取りまとめて所属長に伝え、所属長は時間外勤務の業務内容を確認し、必要と判断したときは承認して、時間外勤務を申し出た職員に口頭で伝える。



3 庶務事務ポータルでの申請

時間外勤務命令の承認を得た職員は、庶務事務ポータルで申請する。



4 庶務事務ポータルでの命令

職員による庶務事務ポータルの申請があったら、所属長は 17:00 までに庶務事務ポータルで命令する。



5 時間外勤務の実施



6 実施内容の報告

時間外勤務を行った職員は、翌日、口頭により課長補佐又はリーダーに実際に行った業務の内容、その成果及び進捗状況を口頭で報告する。



7 実績承認

時間外勤務の報告を受けた課長補佐又はリーダーは、所属長に報告し承認を得る。承認を得た後に、時間外勤務を行った職員に報告する。



8 庶務事務ポータルでの承認

承認を受けた職員は、庶務事務ポータルで実績申請し、所属長の承認を受ける。

※所属長が休暇を取得している場合は、課長補佐又はリーダーが業務内容を確認し、時間外での勤務が必要かの判断を行う。必要と判断した場合は、対象の職員に対し庶務事務ポータルでの事前申請の指示を行い、翌日に所属長に対し「手順2」の内容を説明し、併せて「手順6」の実施内容の報告を行う。

別記様式(第 5 条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 7 年 8 月 7 日提出	
件 名	災救マップの導入について	部局名	総務部
概要	現在、本市では、災害発生時の被害情報や指定避難所の開設状況などを収集、とりまとめ、市役所内で共有するため、統合型 GIS を活用した情報共有システム（パスカル）を使用している。しかし、パスカルは統合型 GIS のオプションとして整備されたシステムであり、災害用に特化したものではないことから、利用上の課題があった。 こうした中、大阪大学大学院及び一般社団法人地域情報共創センターにより、災害に特化したウェブ情報システム「災救マップ」が新たに開発され、パスカルの利用上の課題の多くを解消できることが確認された。 については、今年度から試行的に使用していくこととしたので報告する。		
経過	令和 2 年度からパスカルを導入 令和 7 年 7 月 9 日 開発者から災救マップについて説明あり 令和 7 年 7 月 22 日 災救マップの導入について懸案協議に付議		
問題・課題	【パスカルの利用上の課題（詳細は別紙）】 - 被害状況や避難所情報を市民と情報共有できない。 - 通行止め、火災などの危険箇所を地図上にアイコンで表示できない。 - 避難所の混雑状況やインフラ（電気、水道、ガス、通信）の稼働状況を地図上のアイコンで表示できない。 - ハザードマップを地図上に表示できない。 - Lアラートから避難情報を受信し、地図上に表示できない。 - インターネット上に公開する情報を、外国人向けに多言語で表示することができない。 など		
対応策	災救マップは、パスカルの利用上の課題を解消することができ、災害時における市民への迅速な情報提供と職員の負担軽減に寄与するものと考えられる。については、令和 8 年 3 月末までこれを試行的に使用し、令和 8 年 4 月からの本格導入を計画する。また、本格導入に向けた課題抽出を兼ねて、8 月 31 日の総合防災訓練においてもこれを使用する。		
協議結果			

No.	内容	PasCAL	災救マップ
1	避難所情報を市民と共有すること	×	○
2	管理画面で管理すること	×	○
3	ユーザ自身がユーザ情報を登録、変更すること	×	○
4	ユーザが自身のパスワードを変更すること	×	○
5	通行止め等、危険箇所の情報を地図上にアイコンで表示すること	×	○
6	通行止め等、危険箇所の情報を地図上にアイコンで表示し、市民に公開すること	×	○
7	通行止め等、危険箇所の情報に写真を添付し、必要に応じて、市民に公開すること	×	○
8	通行止め等、危険箇所の情報にコメントを登録し、必要に応じて、市民に公開すること	×	○
9	通行止め等、危険箇所の情報に、要救助のアイコンを表示すること	×	○
10	通行止め等、危険箇所の情報に、火災のアイコンを表示すること	×	○
11	管理画面で、通行止め等、危険箇所の対応状況(要確認、解消済み等)を確認できること	×	○
12	管理画面で、危険箇所の中から、「要救助」「火災」等の事案を抽出できること	×	○
13	避難所施設の開設状況を地図上のアイコンで表示すること	×	○
14	避難所の混雑状況を地図上のアイコンで表示すること	×	○
15	避難所施設のインフラ(電気)の稼働状況をアイコンで表示すること	×	○
16	避難所施設のインフラ(水道)の稼働状況をアイコンで表示すること	×	○
17	避難所施設のインフラ(ガス)の稼働状況をアイコンで表示すること	×	○
18	避難所施設のインフラ(通信)の稼働状況をアイコンで表示すること	×	○
19	避難所の情報に写真を添付し、必要に応じて、市民に公開すること	×	○
20	避難所の状況を説明するコメントを登録し、必要に応じて、市民に公開すること	×	○
21	スマートフォンのGPSを用いて、現在地から避難所までの距離を表示すること	×	○
22	地図上に標高を表示すること	×	○
23	地図上にハザードマップを表示すること	×	○
24	Lアラートから避難情報を受信し、地図上に表示すること	×	○
25	管理画面で、避難所の避難者数を自動集計し表示すること	×	○
26	管理画面で、開設中の避難所の一覧を表示すること	×	○
27	管理画面で、避難所の混雑状況を表示すること	×	○
28	管理画面で、避難所の混雑状況の推移を表示すること	×	○
29	管理画面で、避難所の避難者数の推移を表示すること	×	○
30	管理画面で、訓練モードと本番モードの切替えができること	×	○
31	インターネット上に公開する情報は、外国人向けに多言語表示が可能であること	×	○

未来共生災害救援マップ

災救マップ

住民が助かる、職員の負担が軽減される
システム

説明資料



国立大学法人 大阪大学大学院
一般社団法人 地域情報共創センター
2025年

OU MASTER PLAN
2027
生きがいを育む社会の創造

地域を支える知のデジタルイノベーションと共有基盤
<https://crest.mc.net.ist.osaka-u.ac.jp/>



大阪大学 大学院情報科学研究科
モバイルコンピューティング講座 教
授 山口 弘純

- 研究総括、アルゴリズム設計、システム設計、TASK/OS5基盤構築、実証実験を担当。
- 講義の教員7名が参画。加えて、岸本充生（大阪大学データリテリシティフロンティア機構教授・大阪大学 社会技術共創研究センター長）が参画し倫理・法的課題をサポート。

大阪大学 大学院人間科学研究科
人間科学専攻
教授 稲場 圭信

- 防災や災害時支援に必要な機能をTASK/OS5 基盤上に設計開発、実証を実施。
- 大阪大学 人間科学研究科：川端教授、井上研究員
- 一般社団法人地域情報共創センター 小島理事長・峯副理事長、NPO法人日本災害救
援ボランティアネットワーク 寺本常務理事、王文潔大阪公立大学講師

近畿大学 経済学部
総合経済政策学科
准教授 新井 圭太

- 地域交通やその最適化に必要な機能をTASK/OS5 基盤上に設計開発、実証を実施。
- 地域課題解決に従事するグローバル企業EXA Innovation StudioのIT Director松田、および
フランスやルーマニアで地域交通最適化に取り組む教員2名が参画。

読売テレビ放送株式会社
編成局編成部
副部長 矢野 健太郎

- デジタルTVデータ放送双方向通信を用い、テレビ局側が個人情報取得することなく高齢
者が安心して社会ICTシステムに参加できる仕組みを設計開発し実証。
- デジタル推進局ICT開発部 部長を含む3名が参画。

OU MASTER PLAN
2027
生きがいを育む社会の創造

避難所情報の迅速な伝達 「災救マップ」

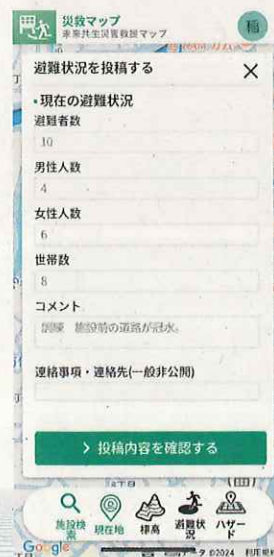
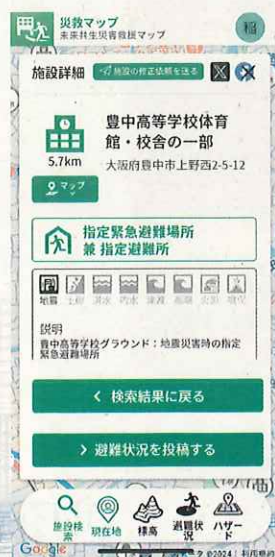
住民が助かる、職員の負担が軽減される「避難情報システム」

災害時に避難した**施設の混雑状況**（空き、半分、混雑、満員の4段階）、**インフラ稼働状況**（電気、水道、ガス、通信）や、**避難者数**などの避難状況を発信できます。



避難状況の投稿 避難所で職員がわずか1分で入力可能

施設のアイコンをタップ、「避難状況を投稿する」ボタンをタップ
「開設」、混雑状況やインフラ稼働状況の選択、避難者数などの入力。
コメント欄は一般に公開する情報として、連絡事項・連絡先（一般非公開）は、外部へは非公開の組織内のみで共有する情報として、取り扱うことができます。入力後に投稿。



道路の「危険箇所」も現場で職員が簡単入力



「危険箇所投稿」機能

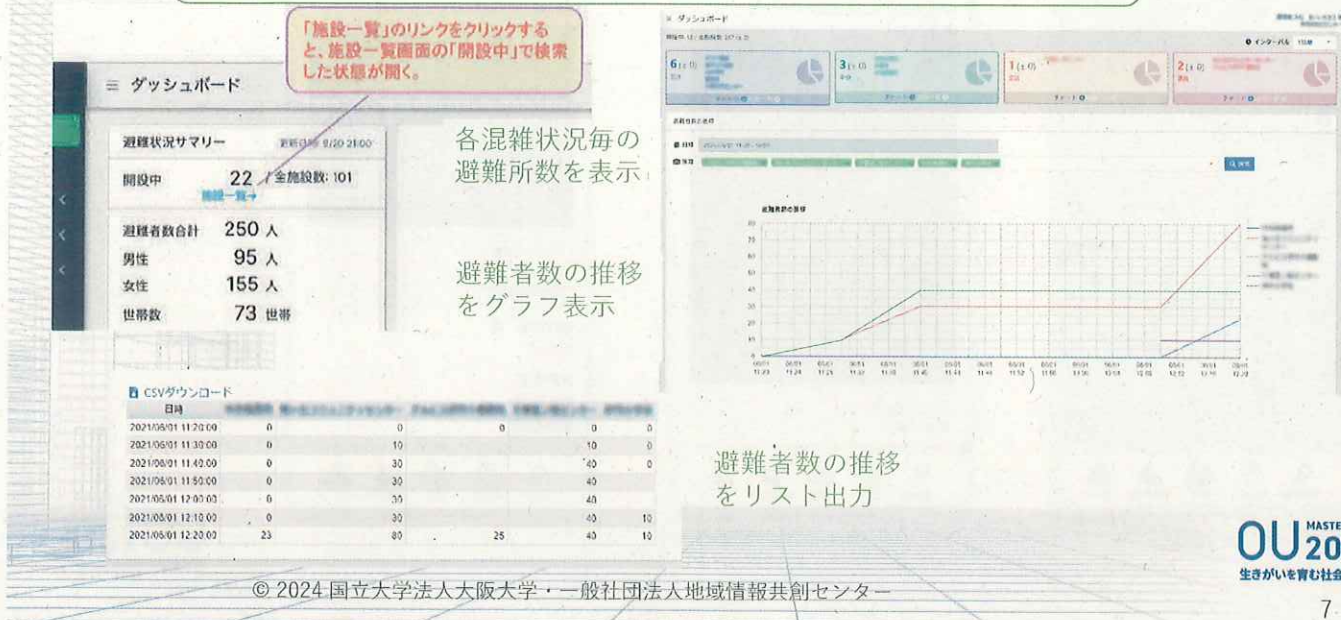
危険箇所として投稿した場所で画面を一本指で長押し

「危険箇所」投稿メニュー・赤いピンが表示されるので、背景の地図を動かしてピンの位置を動かして設定、「次へ」を押して指示通りに入力します。



対策本部がリアルタイムに避難所の状況把握が可能

対策本部で各避難所の混雑状況や人数等を概括することができます。
時間ごとの避難者数のリストを出力することができます。



© 2024 国立大学法人大阪大学・一般社団法人地域情報共創センター

道路の通行止めなど「危険箇所」管理画面



組織内だけの情報共有が可能

備蓄品管理も可能

組織内のすべての避難上の状況を一覧でリアルタイムに把握できます。
市民には公開しない、組織内だけの連絡事項も共有できます。



組織内だけの情報共有が可能

© 2024 国立大学法人大阪大学・一般社団法人地域情報共創センター

「ハザードマップ表示」機能

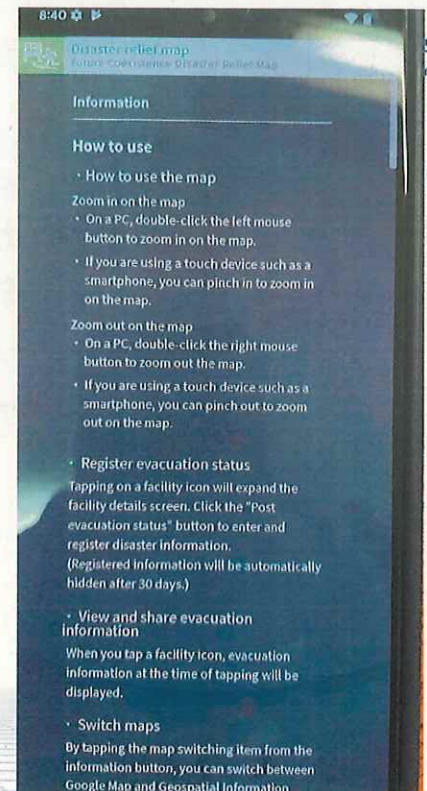
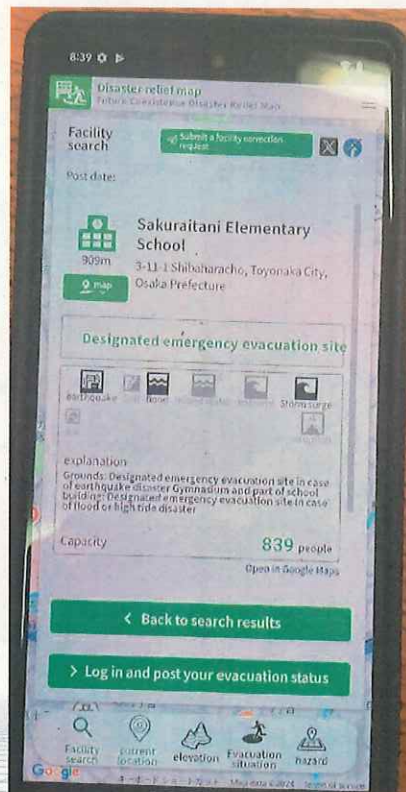
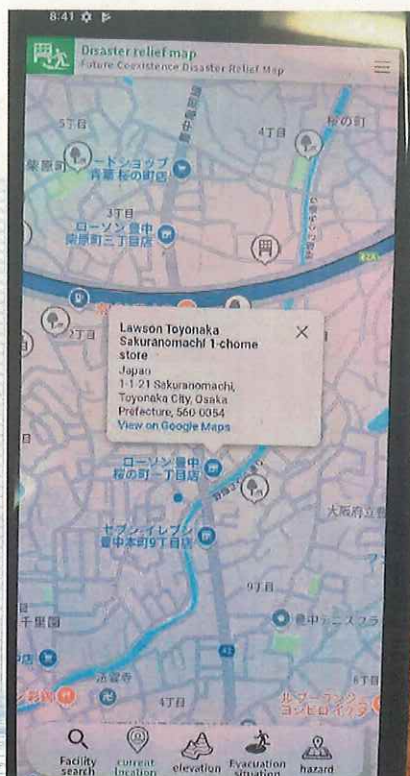
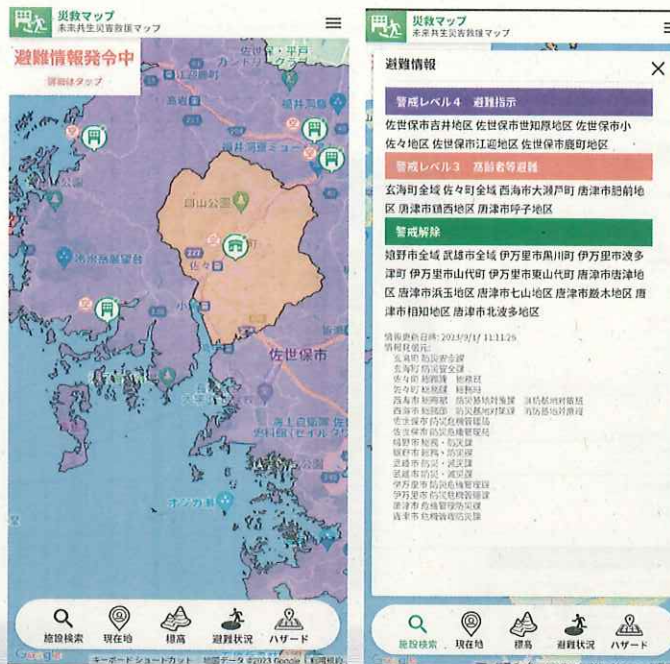
メニューの「ハザード」をタップすると、ハザードマップの選択画面がモーダルで表示されます。

- 表示したいハザードマップをタップで選択することで、ハザードマップが表示されます。



避難指示 表示

- 避難情報をLアラートから受信し、該当の市区町村を表示



災救マップの利点

- ・避難所の状況の視覚化
- ・地域住民、メディアに迅速に情報共有
 - ⇒ 避難行動、分散避難に
 - 災救マップで確認
 - ⇒ 避難所の状況の役所への問い合わせ減少
- ・災害時に職員の負担軽減
- ・複雑な操作や難しいシステムの理解が不要
 - ⇒ 誰でも1時間の研修で簡単に使える
 - ⇒ いざという時に実際に使える

© 2024 国立大学法人大阪大学・一般社団法人地域情報共創センター

参考 避難所自動受付システムの検討と実証実験

これまでに自治体を対象とした調査を元に、避難所受付業務における課題とその原因を分析し、対策を検討し、システム構築しています。

